

(素案)

第7期小田原市障がい福祉計画
第3期小田原市障がい児福祉計画

計画期間

令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)

小田原市

目 次

第1章 計画策定の背景・趣旨等

1 計画策定の背景	1
2 計画の法的根拠と趣旨	3
3 計画の性格	4
4 計画の期間	5
5 財政状況の推移	5

第2章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念	7
2 基本目標	8
基本目標1 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施	9
基本目標2 社会参加を支える取組	10
基本目標3 入所施設等から地域生活への移行の推進	12
基本目標4 福祉施設から一般就労への移行の推進	14
基本目標5 障がい児の健やかな育成のための発達支援	16
基本目標6 特別な支援が必要な障がい者・児に対する支援体制の整備	18
基本目標7 包括的な相談支援体制の構築	21
基本目標8 障がい福祉人材の確保・定着	23

第3章 計画の実現に向けた目標値の設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行	25
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	26
3 福祉施設から一般就労への移行等	27
4 障がい児支援の提供体制の整備	28
(1)障害児通所支援の平均利用日数の検討	
(2)発達障がい者等支援体制の一層の充実	
5 地域における相談支援体制の充実	29
(1)計画相談支援の利用促進	
(2)基幹相談支援センターの機能充実	

6 障害福祉サービスの質を向上させる取組	30
第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用実績	
1 サービス等の概要	31
2 サービス等の利用実績	37
第5章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量及び見込量確保のための方策	
1 訪問系サービス	44
2 日中活動系サービス	45
3 居住系サービス	50
4 相談支援	52
5 障害児通所支援等	54
第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項	
1 実施する事業の内容	59
(1) 必須事業	61
(2) 任意事業	63
2 事業の実施状況及び見込量等	64
(1) 理解促進研修・啓発事業	64
(2) 自発的活動支援事業	64
(3) 相談支援事業	65
(4) 成年後見制度利用支援事業	66
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	66
(6) 意思疎通支援事業	67
(7) 日常生活用具費支給事業	67
(8) 手話奉仕員養成研修事業	69
(9) 移動支援事業	69
(10) 地域活動支援センター事業	70
(11) 訪問入浴サービス事業	70

(12)日中一時支援事業	71
(13)障がい者スポーツ・文化活動支援事業	71
3 事業の見込量確保のための方策	72

第7章 計画の達成状況の点検及び評価

参考1 用語解説	74
参考2 アンケート調査及び市民意見等の募集について	77
参考3 計画の策定経過	79



第 1 章 計画策定の背景・趣旨等

1	計画策定の背景
---	---------

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」は、これまで度々の改正が行われ、平成 25 年 4 月の改正法の施行では、共生社会の実現や社会的障壁の除去などを基本理念とすることが明記され、障害福祉サービスもこの理念に立脚し体系が形作られることとなりました。

また、平成 28 年 4 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」及び改正「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が施行され、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めるなど、障がい者等に関わる共生社会の実現や社会的障壁の除去などのための法令等の整備が進み、その推進のための機運が高まりました。

神奈川県では、「ともに生きる社会かながわ憲章」を平成 28 年 10 月に制定し、決意を新たに共生社会の実現のための取組を進めており、令和 5 年 4 月には、「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を施行し、当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るとしています。

本市においても、障がいの有無にかかわらず、すべての人がお互いの人権（私たちが幸福に暮らしていくための権利）や尊厳（そんげん・その人の人格を尊いものと認めて敬うこと）を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会を実現する取組が重要であると考えています。

この取組を推進していくため、障害福祉サービス等が計画的・効果的に提供できるよう、「第 7 期小田原市障がい福祉計画」及び「第 3 期小田原市障がい児福祉計画」を策定するものです。

障がい者福祉施策の経緯（障害者自立支援法施行以降）

平成 18 年	4 月	<p>障害者自立支援法 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス体系の再編（三障がい一元化） ・ 応益負担（定率負担）制の導入 ・ サービス報酬の日額化 ・ 新たな支給決定（障害程度区分等）の導入 ・ 障害福祉計画策定を市町村に義務付け
平成 19 年	2 月	<p>障害者自立支援法に基づくサービス体系への円滑な移行を進めるための緊急的な経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得者層の利用者負担の軽減 ・ 事業者に対する激変緩和措置
平成 21 年	12 月	<p>障がい者制度改革推進本部設置 同本部に障がい者制度改革推進会議設置</p>
平成 22 年	6 月	<p>「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合福祉法（仮称）を平成 25 年（2013 年）8 月までに施行することを目指す。
	12 月	<p>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（整備法） 公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者負担を応益負担から応能負担へ ・ 障害者の範囲の見直し （発達障害者及び高次脳機能障害者について明記） ・ サービス等利用計画作成対象者の拡大 ・ 同行援護を追加
平成 23 年	8 月	<p>改正障害者基本法 施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的規定の見直し（共生社会の実現・社会的障壁の除去等） ・ 障害者の定義の見直し（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの） ・ 差別の禁止、合理的配慮の提供
平成 25 年	4 月	<p>障害者自立支援法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）として施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念を創設（共生社会の実現、社会的障壁の除去等） ・ 障害者の範囲に難病を追加 ・ 障害程度区分を障害支援区分に ・ 重度訪問介護等の対象拡大

平成 26 年	2 月	障害者の権利に関する条約 発効
平成 28 年	4 月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不当な差別的取扱いの禁止 ・ 合理的配慮の提供
	7 月	神奈川県立津久井やまゆり園事件
	10 月	神奈川県が「ともに生きる社会かながわ憲章」制定
平成 30 年	4 月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立生活援助、就労定着支援の創設 ・ 障害児福祉計画の策定を市町村に義務付け
令和 3 年	6 月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律 公布 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 ・ 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化 ・ 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 公布 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援 ・ 個々の医療的ケア児の状況に応じた切れ目ない支援 ・ 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
令和 4 年	12 月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律 公布 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等の地域生活の支援体制の充実 ・ 障害者の多様な就労ニーズに対する支援 ・ 障害福祉サービス等についてのデータベースに関する規定の整備

2	計画の法的根拠と趣旨
---	------------

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定による「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定による「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものであり、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する

事項を定めるものです。

また、障害者総合支援法第 88 条第 7 項において、障害福祉計画は障害者基本法に基づく市町村障害者計画、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画と調和が保たれたものでなければなりませんと定められています。

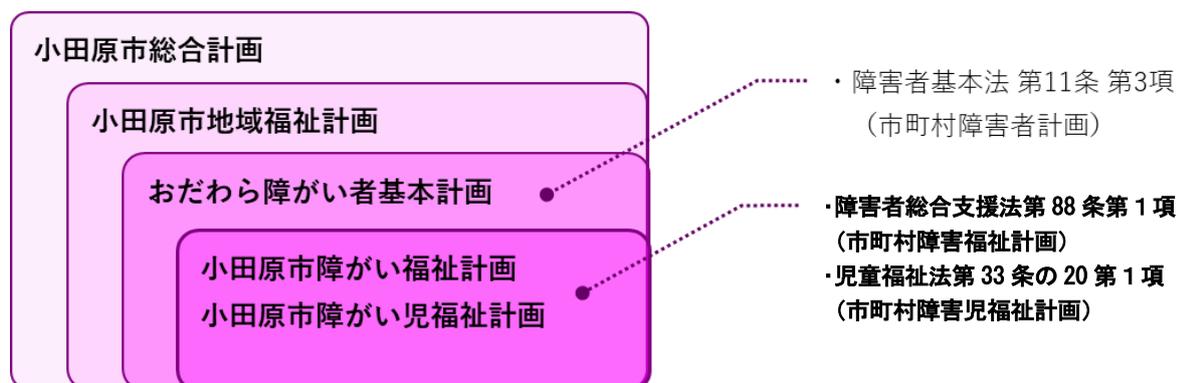
なお、この計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づき、国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）」に則して策定しています。

3	計画の性格
---	-------

この計画は、「おだわら障がい者基本計画」における施策の基本方向を踏まえた上で、障害福祉サービス等に関する計画として取りまとめたものです。

したがって、「小田原市障がい福祉計画」は、「おだわら障がい者基本計画」と一体的に取り組んでいくものとなります。

また、「おだわら障がい者基本計画」が第 6 次小田原市総合計画の個別・分野別計画として位置付けられていることから、本計画も小田原市総合計画や小田原市地域福祉計画、県の当事者目線の障害福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画などの上位計画との整合性を有するものとなります。



4	計画の期間
---	-------

第7期小田原市障がい福祉計画は、前回の第6期が3年間の計画期間でしたが、令和6年度から6年間の統合計画に変更する神奈川県障がい福祉計画に合わせ、令和6年度～令和11年度を計画期間とし、当期間における数値目標等と各サービスの見込量等について定めます。

また、国の基本指針に則して、3年目に中間見直しを実施する予定です。

なお、上位計画である第3期おだわら障がい者基本計画は、本計画との将来的な統合を視野に入れながら、計画期間の在り方について検討していきます。

H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第5次小田原市総合計画						第6次小田原市総合計画							
第2期	第3期小田原市地域福祉計画					第4期小田原市地域福祉計画							
第1期	第2期おだわら障がい者基本計画					第3期おだわら障がい者基本計画							
第4期計画		第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期小田原市障がい福祉計画					
		障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			第3期小田原市障がい児福祉計画					

↑
中間見直し

5	財政状況の推移
---	---------

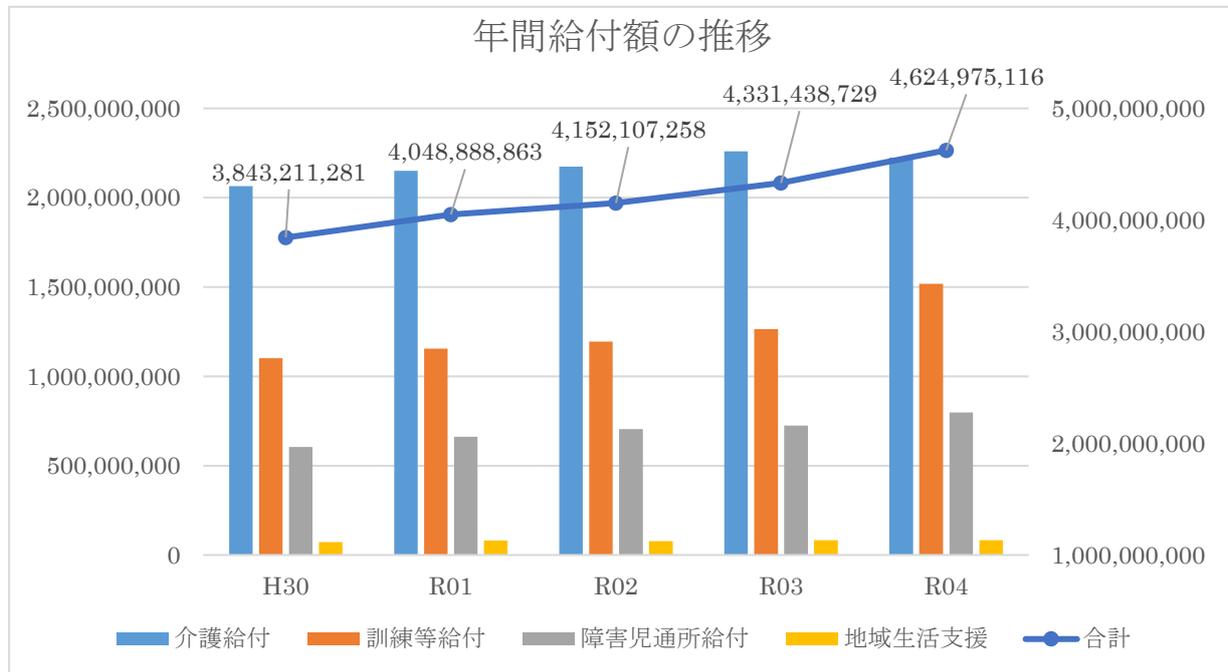
本市の障害福祉サービス等に係る給付費は、高齢化とともに傷病による身体障害の増加、精神障がい者を含む通所訓練の充実、発達障がいを含む児童の早期療育の広がりなどにより、利用者数と支給額が年々増加しています。

< 障害福祉サービス等及び障害児通所給付に係る年間給付額の推移 >

	介護給付	訓練等給付	障害児通所給付	地域生活支援給付 (※)
H30年度	2,064,878,232円	1,102,113,802円	603,987,593円	72,231,654円
R元年度	2,150,235,379円	1,154,971,356円	662,132,367円	81,549,761円
R2年度	2,174,748,700円	1,194,163,058円	705,328,778円	77,866,722円
R3年度	2,259,002,674円	1,264,722,698円	724,369,144円	83,344,213円
R4年度	2,224,681,986円	1,518,826,331円	797,730,015円	83,736,784円

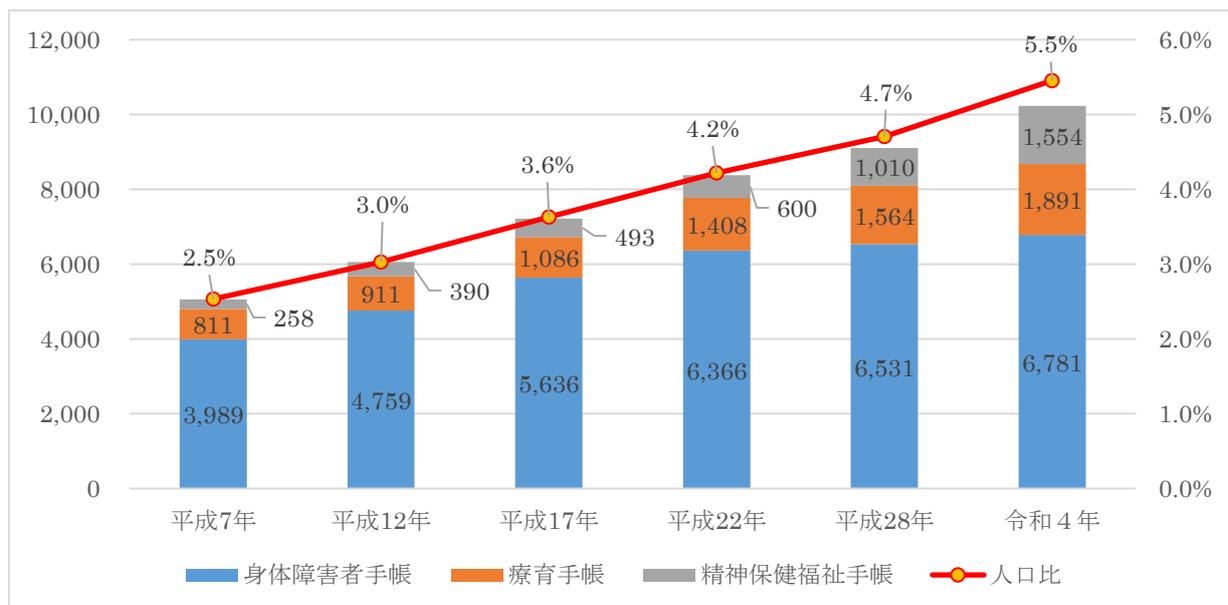
※本計画で「地域生活支援給付」とは、移動支援、日中一時支援、訪問入浴を指します。

過去5年間で約8億円が増加し、そのうち障害者手帳を要せず利用できる訓練等給付が約4億円、障害児通所給付で約2億円が増加しています。特に、就労継続支援B型、放課後等デイサービスが大きく増加しています。



< 障害者手帳所持者数と人口比率の推移 >

過去27年間で障害者手帳の取得者は約2倍になっており、特に精神保健福祉手帳の取得者の伸びが大きくなっています。また、障害者手帳取得者の本市の人口に対する比率も2倍以上となっています。



第2章 計画の基本理念と基本目標

本計画は、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス等の基盤整備に、令和11年度末の目標を設定するとともに、サービス等を提供するための体制の確保が、総合的かつ計画的に図られることを目的としたものです。

1	基本理念
---	------

「おだわら障がい者基本計画」の基本理念である「一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会の実現」」を踏まえ、本計画も「地域共生社会の実現」を基本理念とします。

<地域共生社会の実現に向けた3つの柱>

基本理念に基づき、次の3つの柱を軸とした本計画の取組を通じて、障がい福祉の充実を図るとともに、「持続可能な障がい福祉」を実現していきます。

(1) 生きがいを持ってつながり合う地域づくり

障がい者が住み慣れた地域で、生きがいを持って社会参加をするために、障害福祉サービスのみならず、文化施策などの他分野の取組や、地域団体や民間事業者の地域交流も含め、様々なコミュニティの中で、障がい者も地域で支え合う主体として、つながり合う地域づくりを目指します。

(2) 自立する力を育むサービス提供体制

障がい者が、サービス利用を通じて自分自身でできる力を最大限に育てられるよう、ライフステージや障がいの状態の変化に合わせて多様なサービスが選択できるほか、各事業所に必要な専門性の向上に寄与し、必要とする方が必要とするサービスを受けられる提供体制の確保を目指します。

(3) 自己決定を支える多角的な相談支援体制

一人ひとりが自分らしい暮らしに向けて、多様な選択肢の中から自分に合ったサービスを選択するためには、自己決定を支援する相談体制が不可欠です。制度の枠組みを超えて柔軟に対応できるよう、多様な支援機関との協力体制に立脚した、多角的な相談支援体制の充実を目指します。

2	基本目標
---	------

本計画の基本理念と障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえて、本計画における基本目標を次のように定め、個々の目標の達成に向けて取り組んでいくこととします。

(1) 生きがいを持ってつながり合う地域づくり

基本目標 1 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

基本目標 2 社会参加を支える取組

(2) 自立する力を育むサービス提供体制

基本目標 3 入所施設等から地域生活への移行の促進

基本目標 4 福祉施設から一般就労への移行の推進

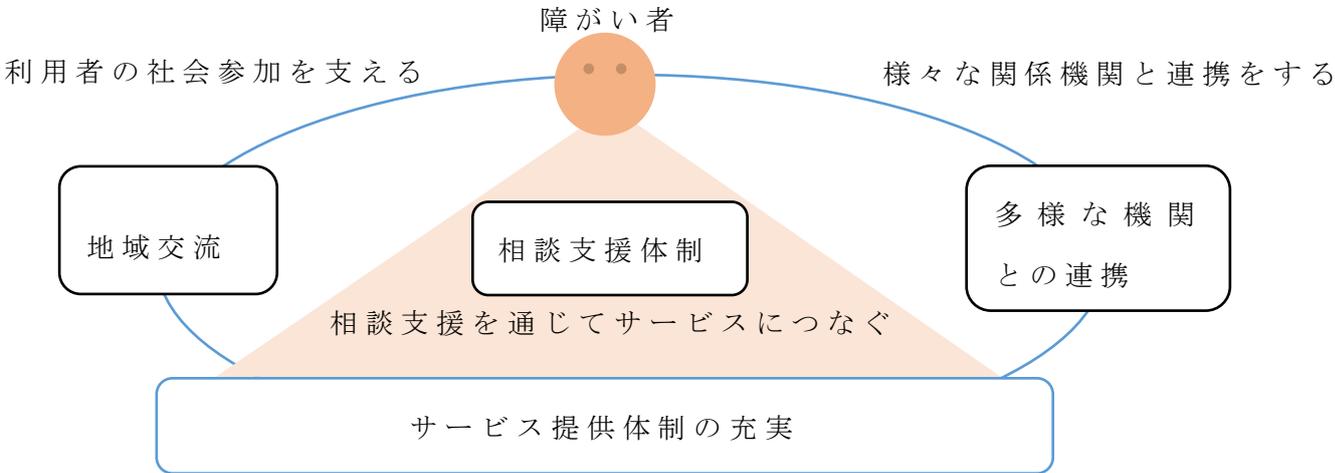
基本目標 5 障がい児の健やかな育成のための支援

基本目標 6 特別な支援が必要な障がい者・児に対する支援体制の整備

(3) 自己決定を支える多角的な相談支援

基本目標 7 包括的な相談支援体制の構築

基本目標 8 障がい福祉人材の確保・定着



(1) 現状認識

障がい者を取り巻く状況として、多様な症状を持つ難病への支援、アルコールやギャンブル等をはじめとする依存症対策、障がいのある児童や大人への虐待への対応など、新たに取り組むべき課題が生じています。

これらは、様々な専門機関と連携し、本市の地域特性を踏まえた障がいの種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施が必要です。

(2) 課題

- ・回復期の通院継続や、自助グループ等につなぐ相談支援が重要である。
- ・依存症当事者が、日常生活の中で孤立すると、再発のリスクが高まる。
- ・支援者側の疾病への理解や、どこからが虐待かという事例共有が重要。

(3) 基本的な考え方

① 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援

多様な症状や障がい等その特性に配慮しながら、難病相談支援センター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障害福祉サービスの利用も含む支援体制を整備します。

② 依存症に対する日常生活の支援

依存症への誤解や偏見を解消するために、広く普及啓発を行います。

回復期には、家事援助や通所訓練など必要なサービスの利用を進めながら、当事者が日常生活の中で孤立しないよう、地域交流や生涯学習、自助グループなど様々な資源を活用した包括的な支援を進めます。

③ 虐待を受けた方（大人含む）への支援体制の整備

虐待の問題は家庭内や施設内で表面化しづらく、支援者も対応に迷うため、小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会等で事例共有を図るなど、支援者の理解促進と早期発見を図ります。

(1) 現状認識

障がい者等が地域における社会参加を促進するため、「おだわら障がい者基本計画」に位置づけられた様々な取組を各分野で進めています。

本市としても、地域の中で文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会やスポーツやレクリエーション活動へ参加する機会の創出に取り組むほか、地域団体や民間法人においても地域交流の活動を進めているため、様々な地域資源と連携していくことが大切です。

また、ICT機器の普及により、障がい特性（聴覚、言語機能、視覚など）に合わせ、当事者を支える活用が可能になりつつあります。

<主な啓発イベントの参加者数>

令和4年度

11/20(日)	パラスポーツ体験会	約 162 名
10/8(土)	おだわらハートフェスタ	約 166 名
12/3(日) ~12/4(月)	おだわらつながる福祉展	計 354 名

(2) 課題

- ・障がい者等は通いなれた作業所等の固定のコミュニティが居場所となりやすいため、幅広く地域とつながるきっかけが大切である。
- ・各種の啓発イベントの開催には、協力する障がいサービス事業者の負担が大きいため、より気軽に日常的に開催できるのが望ましい。
- ・イベント等の参加者は障がい者等と関係がある人が多く、参加者層を広げたい。

(3) 基本的な考え方と主な取組

障がい者等が地域に多くのコミュニティを持てるよう、「小田原市地域福祉計画」との連携を図りながら、地域資源を生かし、つながりを創出します。

また、市民への理解啓発により、地域へ心のバリアフリーを働きかけるとともに、当事者や支援者との交流を通じ、体験として理解を深めていきます。

① 各種の啓発イベントの実施

「おだわら障がい者基本計画」に基づき、スポーツやレクレーションを通じて市民への意識啓発を図るイベントや展示を実施し、地域づくりに取り組む住民をはじめ、幅広い世代に障がいへの理解促進を図ります。

また、各種製品の販売の場を求める事業所への場づくりや支援を通じて、市民が日常的に障がい者と触れ合う機会の創出を検討していきます。

② 当事者の生活を支えるICT機器の活用検討

障がい当事者が、日常的にあるスマートフォンやタブレットのほか、日常生活用具におけるICT機器の活用を通じて、個々の障がい特性を補いながら、自ら意思疎通ができるような支援方法を検討します。

また、行政窓口においても、ICT機器の活用により障がい者との円滑なコミュニケーションが図れるよう検討していきます。

③ 外出支援による地域コミュニティへの参加促進

地区の社会福祉協議会や市民団体等を中心としたサロン活動や子ども食堂のほか、趣味やボランティアの集まりなど、様々なコミュニティがあります。外出を支援する移動支援や日中一時支援を通じ、障がい者に地域交流の体験を促しながら、地域に障がいへの理解を広めていきます。

④ 民間法人の取組の支援

障がい福祉に携わる法人は、地域との共生を目指して様々な地域交流の取組をしています。他市の事例などを参考に、障がい者本人と地域をつなぐ活動として、民間の取組への支援を検討します。

<民間の取組の例>

- ・施設送迎車を利用した乗り合わせ
- ・地域の清掃活動
- ・地域交流カフェの運営 など

基本目標 3 入所施設等から地域生活への移行の推進

(1) 現状認識

障がい者ができるかぎり自分らしく地域で生活できるよう、入所施設や病院からの地域生活移行を推進して、グループホームの数も増えています。

施設入所者の地域生活への移行は進められてきましたが、現在は長期利用者が多く、ここ数年は地域移行支援の利用も少なくなっています。

特に強度行動障害がある方は、在宅での介護は家族側の負担も大きく、施設入所やグループホーム入居を希望する方も多いですが、施設側もハード面の整備や専門的な職員不足等により、十分に受け入れができません。

< 各種サービスの年間実利用人数の推移 >

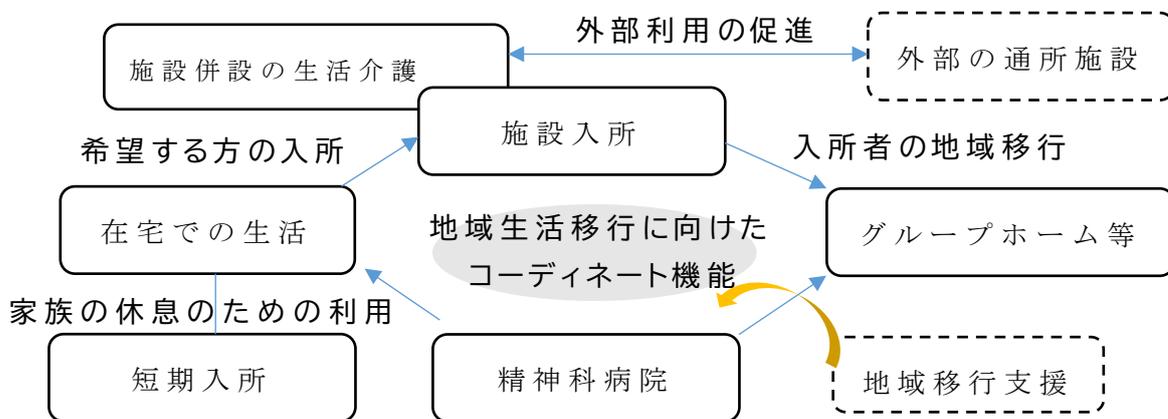
各年度 4 月～3 月

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	204人	203人	202人	200人	194人
共同生活援助	221人	221人	246人	279人	281人
地域移行支援	1人	1人	1人	1人	0人

※令和5年度は4月～9月

(2) 課題

- ・長年に渡り入所している方やその家族にとって、施設を出るメリットをイメージしづらく、8割以上が施設併設の生活介護を利用している。
- ・入所施設やグループホームは、職員不足や専門性不足に悩んでいる。
- ・地域移行支援を担う計画相談事業所にとって、長期入所者の地域生活移行にかかる調整の負担は大きく、通常の計画作成にとどまっている。



(3) 基本的な考え方と主な取組

長期利用者が地域で暮らしたいと感じられるよう外部の通所施設の利用を促し、地域生活移行に向けて段階的に支援をします。また、受け皿となるグループホームや職員不足に悩む入所施設への支援の充実を図ります。

① 施設入所中の地域生活の体験機会の創出

長期的に入所している方が、地域での生活をイメージできるよう、できるだけ外部の生活介護や就労継続支援B型などの利用を促します。

また、日中一時支援や移動支援などを通じて入所・入院中の外出を支援することにより、障がい当事者の自信と意欲を高めます。

② 地域生活移行に向けたコーディネート機能の強化

施設入所者の多くは計画相談支援を利用しています。地域生活移行の方針を踏まえたサービス計画作成を促進するとともに、事業者への地域移行支援への対応を求めます。また、施設入所における生活訓練や地域生活移行に向けた調整役となるスタッフの配置への支援を検討します。

③ 居住の場としてグループホームの質的・量的な充実

地域生活への受け皿づくりとして、基幹相談支援センターを主にグループホームの新規開設者への情報提供・開設支援等に取り組みます。また、日中サービス支援型グループホームの活用や、強度行動障害や医療的ケアの必要な方にも対応できるよう専門性の向上に寄与します。

④ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病院における長期入院患者の地域生活移行に当たっては、グループホーム等の地域援助事業者、生活を見守る計画相談事業所や、日中の介護や通所事業所、地域団体も含めて地域全体で支えることが重要です。

「地域精神保健福祉連絡協議会」など、県の取組と連携して病院側への啓発等を進めるほか、「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」を通じて支援者側の連携強化に取り組みます。

基本目標 4 福祉施設から一般就労への移行の推進

(1) 現状認識

就労移行支援の利用期間は原則 2 年間ですが、短期間で就職に至る利用者も多く、効果的な支援と考えます。また、雇用を前提とする就労継続支援 A 型の市内事業所数は現在 2 カ所と少ない一方、雇用を前提としない就労継続支援 B 型は事業所の数、種類ともに増加していますが、年齢の要件や利用期間の定めはないため、利用が長期化する傾向があります。

重度障がいの方が利用する生活介護は、利用できない方が生じています。

訓練等給付の サービス種類	令和 2 年 1 0 月時点		令和 5 年 1 0 月現在	
	実利用人数	市内事業所	実利用人数※	市内事業所
就労移行支援	27 人 (2.7%)	2	53 人 (4.9%)	4
就労継続支援 A 型	36 人 (3.7%)	1	47 人 (4.4%)	2
就労継続支援 B 型	444 人 (45.1%)	1 8	525 人 (48.5%)	2 5
生活介護	477 人 (48.5%)	1 4	457 人 (42.2%)	1 5

※12月に集計した請求分

(2) 課題

- ・ 就労移行支援や就労継続支援 A 型は事業所が市内に少なく、利用希望する方は遠方まで通う必要があり、通所交通費が年々増加している。
- ・ 生活介護は長年利用するため新規の受け入れが難しく、多くが併設する施設の入所者であるため、在宅の希望者が入れないことがある。
- ・ 就労継続支援は利用条件に区分認定がなく、計画相談支援を利用しない方も多いため、客観的評価や助言がないまま利用が長期化しやすい。

(3) 基本的な考え方と主な取組

通所訓練系サービスの利用者の力を最大限に伸ばしていくためには、生活介護から就労継続支援、さらには就労移行支援へといった、利用者の状態や希望に合わせてステップアップしていく利用を促していきます。

① 就労に向けたサービスの利用促進

市内で数少ない就労移行支援と就労継続支援 A 型に対し、就労継続支援 B 型の事業所の増加が顕著なことを踏まえ、各事業種別の適正な定員確保策も含め、ニーズに合った利用者割合になるよう検討します。

② 就労移行支援の積極的活用

就労移行支援は、原則 2 年間の利用上限がありますが、退職や転職により必要とする資格やスキルが異なる場合は、個々の状況にかんがみて利用を認めることができるため、積極的に活用します。

③ 生活介護から就労継続支援 B 型への移行促進

生活介護利用者のうち、障がいの程度や就労への希望により、就労継続支援 B 型の併用を認め、就労継続支援 B 型への移行を促すことにより、新たに生活介護を希望する方が、利用できることを目指します。

④ 就労継続支援 B 型へのアセスメントの導入

就労継続支援 B 型は、利用者の障がいの程度も多様で、就労訓練や日中活動の場など利用目的も様々です。適切な時期に、本人の就労希望や作業状況等について、事業所等を通じたアセスメントを図ります。

⑤ 計画相談支援の利用促進

利用者の成長や希望の変化により、必要なサービスを見極めてステップアップを促すために、計画相談支援の活用を促進します。

また、就労に向けた相談窓口である「障害者就業・生活支援センター」とも連携し、新たに創設される「就労選択支援」の活用も検討します。

⑥ 年齢や利用目的に沿った利用基準の検討

利用者の年齢層や目的は様々で、就労に向けた訓練目的の若年者も、工賃や社会との繋がりを求めて利用する高齢者もいます。障がい者の雇用支援や地域交流等も活用しつつ、適正な利用基準を検討します。

(1) 現状認識

療育を必要とする児童については、早期発見・早期支援を進めている中、発達障がいへの市民の認知も広がり、利用児童数は年々増加しています。

特に、小学校～高校にあたる放課後等デイサービスは利用者数、事業所数ともに大幅に増加しており、一人当たり利用日数も増加しています。

また、大人の計画相談支援と比べ、児童相談支援の利用率は約3割と少なく、利用を必要としない世帯がいる一方、希望者が利用できていません。

障害児通所支援 サービス種類	平成30年度（10月現在）		令和5年度（10月時点）	
	実利用者数	利用日数（平均）	実利用者数	利用日数（平均）
児童相談支援	207人	—（支給決定者数）	221人	—（支給決定者数）
児童発達支援	213人	1814日（8.5日/人）	267人	1814日（6.8日/人）
放課後等デイ	294人	3621日（12.3日/人）	394人	4853日（12.3日/人）
保育所等訪問	7人	7日（1.0日/人）	12人	13日（1.1日/人）

※12月に集計した請求分

(2) 課題

- ・療育手帳を取得する例は少なく、障害児相談支援の利用も少ないため、必要な療育の内容や支給量について、客観的な評価が不足している。
- ・放課後等デイサービスは、障がいの程度に関わらず申込順で利用できしており、一人当たりの利用日数が多いため、利用希望者数が事業所の定員を超えて「利用したいが利用できない」という世帯が生じている。

(3) 基本的な考え方と主な取組

「療育を必要とする」児童に早期に必要な支援が行き渡るよう、支給量は、児童の障がい特性や程度にかんがみて判断するとともに、児童の成長段階に合わせたサービス利用を促すことで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、学校や地域社会への包容を推進します。

① 「療育が必要な児童」の早期発見

発達の遅れに心配を感じた段階から、ご家族が早期に相談し、療育の必要性を判定できるよう、保健、医療、教育等の関係機関と連携します。

また、その中核となる児童発達支援センターには、増加する発達障がい相談も含め様々に対応できるよう、各事業所との連携を図ります。

② 保育所等訪問支援の積極的な活用

保育所等訪問支援は、保育園や小学校などを訪問し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援や支援者側への助言等を行います。

インクルージョンの観点から、中学校や放課後児童クラブなどの日常の場での利用を積極的に行い、受け入れ環境が整うよう支援します。

③ サービス支給量の段階的な決定

必要とする児童が必要な時に「療育」を受けられるよう、それぞれに適正な利用量を判断する必要があります。障がいの程度や家庭の状況等により一定の基準を新たに設けながら、サービス利用後の児童の成長とモニタリングに沿って、利用量を段階的に決定する手法を検討します。

④ 障害児相談支援の利用率の増加

上記のような児童の障がい特性や年齢ごとの変化により、必要なサービスを選定していくには、障害児相談支援の活用が必要です。

モニタリング等に基づきサービスの利用量を段階的に決定することで、障害児相談支援の利用率向上を図ります。また、相談支援を調整役として、放課後児童クラブ等の日常の受け入れ先への調整支援を促進します。

⑤ 保護者の学びの機会への支援

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や適切な対応を学ぶことで、障害児通所支援との相乗効果が得られます。

関係機関によるペアレントトレーニングや、日常的な支援者との関わりを通じて、保護者の学びを深める機会を得られるよう取り組みます。

＜特別な支援が必要な障がい者（大人）について＞

（１）現状認識

強度行動障害は障がい者本人の問題でなく、合理的配慮がなされなかった結果として誘発されるものと考えます。強度行動障害のある方は、施設入所を希望することも多く、定員を超えた入所も難しいため、在宅生活を続ける中で介護する家族の負担も大きいのが現状です。

また、胃ろうや痰吸引などの医療的ケアを必要とする方は、全体の 2.6% を占めます。本市では医療的ケア児の放課後等デイサービス事業所への補助はあるものの、大人に対する補助はありません。

＜医療的ケアを必要とする方の現状＞

令和 5 年 6 月時点

対象者数	医療的ケアの内容（重複を含む延べ人数）			
45名	・痰吸引	36名	・人工呼吸器	11名
	・経管栄養	27名	・尿カテーテル	4名

（２）課題

- ・在宅で暮らす強度行動障害のある方や医療的ケアを必要とする方が、介護する家族の休息や緊急時に利用できる短期入所事業所が少ない。
- ・強度行動障害のある方の外出時の支援をする行動援護は、事業所数も市内で3カ所であり、利用者数も3人(令和5年3月時点)と少ない。

（３）基本的な考え方と主な取組

強度行動障害のある方、医療的ケアを要する方に対し、適切かつ十分な支援ができるよう、神奈川県支援を受けながらサービス提供体制を強化します。

① 専門性のある支援者の養成

県が実施する「強度行動障害支援者養成研修」を広く周知し、民間の受け皿が増えるようサービス提供体制の強化に努めます。

② 短期入所利用促進に向けた支援

強度行動障害のある方や常時医療的ケアが必要な障がい者を受け入れる短期入所事業所が増えるよう、国や県の補助事業の活用も含め、短期入所の利用促進に向けた支援を検討します。

③ 行動援護の利用促進

強度行動障害のある方を支援する家族の休息（レスパイト）のためには、短期入所だけでなく、外出を支援する行動援護の利用の促進を図ります。

< 特別な支援が必要な障がい児（子ども）について >

（１）現状認識

現在、重症心身障がい児や医療的ケアを要する児童を受け入れている市内事業所は児童発達支援が３、放課後等デイサービスが４、短期入所は２カ所です。保育園、幼稚園での受け入れ体制も徐々に整備されています。

医療的ケア児については、本市独自の補助として、放課後等デイサービス事業所に対し「医療的ケア提供体制整備事業」を実施しています。

< 医療的ケアを要する児童数 >

令和５年１０月時点

分類	総数	うちサービス利用
未就学児	８人	児童発達支援 ５名
就学児	１９人	放課後等デイサービス １５名

（２）課題

- ・ 介護する家族の休息や、保護者の入院などの緊急時に、重症心身障がい児や医療的ケア児が利用できる短期入所先が不足している。
- ・ 医療的ケア児の多くは放課後等デイサービスを利用できているが、非常勤の看護師が交代で対応しており、常時の配置まではできていない。
- ・ 常勤の看護師を雇用しようとする、人材不足のほか、人件費負担などの採算性が課題となっており、小規模法人の参画が困難である。

(3) 基本的な考え方

身近な地域で健やかな成長をサポートできるよう、地域における重症心身障がい児の人数やニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

① 重症心身障がい児及び医療的ケア児への短期入所の実施体制の確保

重症心身障がい児及び医療的ケア児とその家族が安心して暮らせるよう、神奈川県が実施する医療型短期入所事業所促進事業などの活用も含め、市内事業者と協働して短期入所の充実を図ります。

② 医療的ケア児を受け入れる障がい児通所施設への支援

医療的ケア児の受け入れ可能な通所事業所を確保・拡充するため、看護師人件費の一部について、要件を満たした放課後等デイサービス事業所への助成をしています。

継続的に支援していくため、国・県などの活用できる補助については検討を進めます。

③ 医療的ケア児等コーディネーター配置事業の実施

本市においても、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要であると考え、令和5年度から医療的ケア児等コーディネーター配置事業の実施を目指して調整しています。

このコーディネーターは、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。また、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担っていきます。

基本目標 7 包括的な相談支援体制の構築

(1) 現状認識

障がい者が利用する計画相談支援の利用率は約7割、障害児相談支援は約3割で、必要とする方に対し事業所や職員数が不足しています。

各地域の計画相談支援事業所のほか、おだわら総合医療福祉会館内に障がい者総合相談支援センター「クローバー」を設置し、専門性をもつ4つの法人が勤務しており、多様化・複雑化する相談に対応しています。

また、事業者側を支援する基幹相談支援センターを併設し、新規事業所の開設支援のほか、各種事業所への助言や研修などを行っています。

	平成30年度（10月時点）		令和5年度（10月時点）	
計画相談支援	1,078/1,429人	利用率 75.4%	1,152/1,687人	利用率 68.2%
障害児相談支援	207/ 557人	利用率 37.1%	221/ 752人	利用率 29.3%

<障がい者総合相談支援センターの相談件数>

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
7,046件	7,648件	8,500件	10,337件	10,508件

(2) 課題

- ・総合相談支援センターへの相談件数の増加と、相談者への継続的な対応により、地域の計画相談事業所への橋渡しが十分にできていない。
- ・事業所において、サービス管理責任者や相談支援従事者の不足により、採算性の確保が難しく、人材の確保や専門性の向上が課題となっている。
- ・計画相談事業所が、本人の希望と市の支給方針との間の調整役として、必要な支給量をコントロールするには、市と事業者間の情報共有が必要。

(3) 基本的な考え方と主な取組

総合相談支援センターから地域の計画相談事業所への円滑な橋渡しとともに、各事業所の専門性向上や支給方針の共有に向けて支援していきます。

① 相談支援従事者の確保と専門性の向上

地域の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保することが必要です。

また、強度行動障害支援者や、医療的ケア児等コーディネーター、精神障がい者支援等の専門性を持つ相談員がいる場合は、事業所の報酬に様々な加算があるため、事業所にもメリットがあります。

各種研修の周知による人材の「量」の確保とともに、専門性の向上に向けて各事業所へ働きかけます。

② 障がい者総合相談支援センターと計画相談事業所との連携促進

サービス利用前の相談窓口として「クローバー」の役割は重要であり、増加する相談件数に応じた機能強化についても検討します。

また、サービス決定後に地域の事業所に円滑に橋渡しできるよう、障がい者への計画相談支援の利用を促すとともに、総合相談支援センターと地域の事業所とのさらなる連携を図り、障がい者、家族、地域住民等にとってアクセスしやすい相談支援体制の構築を目指します。

③ 基幹相談支援センターを中心とした質の向上

各計画相談事業所における相談支援従事者の専門性の向上が、適切なサービス選定へのアセスメント力を高めていきます。

基幹相談支援センターは、支援者を支援する役割を担うセンターとして、各種の助言や援助を行うほか、計画相談事業所向けの研修や事例の検証などを行い、計画相談の質の向上を目指します。

④ 「地域障害者自立支援協議会」等を通じた市の支給方針の共有

本計画に位置付ける障害福祉サービス全体の支給計画については、各計画相談事業所の理解と協力により決定方針を共有することが重要です。

小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会等を通じ、各計画相談事業所と市との支給方針の共有を図ります。

(1) 現状認識

他の基本目標にあるサービス提供体制の確保においても、利用者にあったサービス選択を支援する相談支援体制の充実においても、その根幹としては、福祉人材の確保・定着が極めて重要です。

近年、医療的ケアなどの複雑で専門的な対応が必要とされるニーズが顕在化し、質的にも多様化、高度化しているため、強度行動障害のある方への対応や医療的ケアに対応できる専門性のある人材の確保も重要です。

(2) 課題

- ・障がい福祉分野で就労希望者がなかなか増えず、新しく働こうとする方を増やす対策が必要である。
- ・施設入所や短期入所等において、強度行動障害のある方への対応など、専門性の不足により施設職員への負担が大きいことが、中途退職の一因にもなっており、職員の専門性の向上が求められている。

(3) 基本的な考え方

福祉の現場で働く人材の「量」の確保を目指すとともに、研修機会の活用や事業者間の情報共有による「専門性」の向上、人材を確保する事業所側への支援も含めて、人材の確保と定着に総合的に取り組みます。

① 福祉の現場で新たに働く人材へのPR

障がい福祉の現場が魅力的でやりがいのある職場であることの周知について、官民で協働して取り組みます。

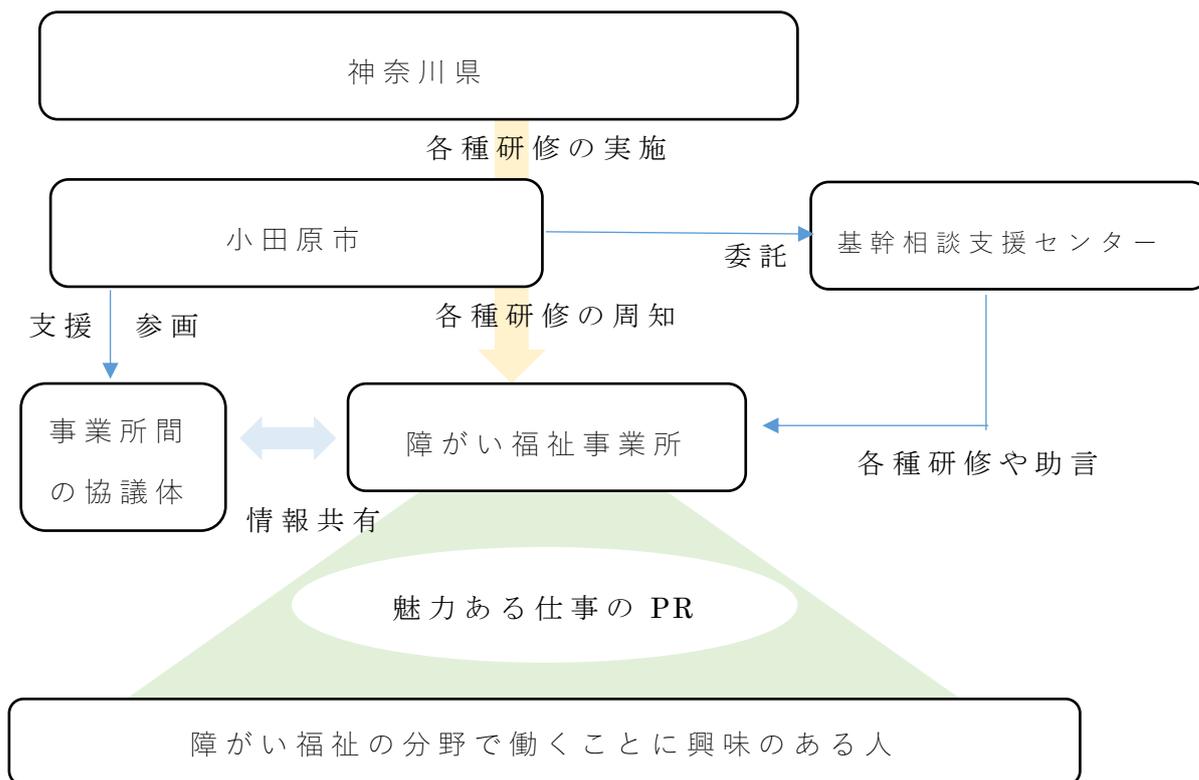
② 専門性向上のための研修の受講

小田原市が受講者の取りまとめを行っている県の研修は、相談支援従事者初任者研修と主任相談支援専門員養成研修などがありますが、今後は「強度行動障害支援者養成研修」など職員の専門性向上のための県の研修についても市内事業所等に受講を促します。

③ 事業者間の情報共有

事業者側を支援する基幹相談支援センターを中心に、各種の研修や多職種間の連携を推進し、事業者間の専門性の向上を促進します。

また、グループホームなどの民間事業者間の協議会などの情報共有の取組についても、行政としても積極的に支援していきます。



第3章 計画の実現に向けた目標値の設定

8つの基本目標の実現に向けて、令和11年度までの計画期間について、国の指針に基づき目標値等を設定します。

国の基本指針に指定のあるものは、令和8年度を目標年度としています。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

入所施設の定員が増えていない中、施設入所を希望しても入れない方が入所できるよう、現在入所している利用者の地域生活への移行を促進します。

前計画期間における地域生活移行者の目標値は12人を下回る見込みですが、施設入所者数は192人の目標値を超えて減少傾向にあります。

新たな目標値として、年間を通じて1人の利用である地域移行支援の利用者数を新設するとともに、国の基本指針に基づき、以下のとおり設定します。

項目		数値等	考え方	
施設入所者数	前計画目標値	—	192人	令和5年度末の入所者数
	基準値	A	189人	令和4年度末の入所者数
	目標値	B	180人	令和8年度末の入所者数 (【A】の5%削減) ※国の指針に基づく
地域生活移行者数	前計画目標値	C	12人	令和3年度～令和5年度の地域生活移行者数
	基準値	D	7人	令和3年度～令和5年度の地域生活移行者数 ※精神科病院からの移行も含む
	目標値	—	16人	令和6年度～令和8年度の地域生活移行者数 <【A】の6%+(C-D)> ※国の指針に基づく
地域移行支援利用者数	基準値	—	1人	令和4年度における年間利用人数
	目標値	—	4人	令和8年度における年間利用人数

地域生活に移行した障がい者数

移行先	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
グループホーム ※1	2	2	4	2	4	1
居宅	—	—	—	0	0	0
その他	—	—	—	0	0	0

※グループホーム家賃助成事業の対象者（精神科病院からの退院を含む、生活保護受給者を含まず）

※令和5年度は10月時点

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、基本目標3のとおり、精神科病院側に啓発を進める県の取組と連携しながら、長期入院患者の現状や入院期間などの把握を進めます。

また、「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」については、引き続き定期的に開催を続け、支援者側の連携を密にすることにより、地域生活移行を促進します。

項目	令和4年度	目標値	目標値の考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	令和8年度の開催回数
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	27人	30人	令和8年度のべ参加者数
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	令和8年度の実施回数見込
精神障がい者の地域移行支援	1人	2人	令和8年度の年間の実利用者数
精神障がい者の地域定着支援	2人	3人	令和8年度の年間の実利用者
精神障がい者の共同生活援助	42人	50人	令和8年度の年間の実利用者数
精神障がい者の自立生活援助	0人	1人	令和8年度の年間の実利用者数
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	0人	1人	令和8年度の年間の実利用者数

3 福祉施設から一般就労への移行等

直近5年間の一般就労への移行の実績は、令和2年度以降のコロナ禍の影響においても利用者数は増加を続けていますが、一般就労への移行者数は目標値を下回っています。

一般就労への移行者数

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※	前回目標値 (令和5年度末)
23人	19人	20人	25人	14人	30人

※令和5年度は10月時点

基本目標5のとおり、利用者のニーズに合わせてステップアップする利用を促します。各サービスの目標値は、国の基本指針に基づき令和3年度を基準とし、前計画の目標値をもとに、次のとおり設定します。

項目	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備考	
	前回目標値 (令和5年度)	(令和3年度比)		
一般就労への移行者数	20人 (30人)	34人 (1.70倍)	一般就労に移行した就労支援事業の年間利用者数 (国の基準値 1.28倍)	
就労移行支援	10人 (20人)	20人 (2.00倍)	一般就労に移行した就労移行支援の利用者数 (国の基準値 1.31倍)	
就労継続支援A型	2人 (1人)	3人 (1.50倍)	一般就労に移行した就労継続支援A型の利用者数 (国の基準値 1.29倍)	
就労継続支援B型	8人 (7人)	11人 (1.38倍)	一般就労に移行した就労継続支援B型の利用者数 (国の基準値 1.28倍)	
項目	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備考	
就労定着	就労定着支援事業 の利用者数	20人	29人…① (1.41倍)	年間の就労定着支援の利用者数
		就労定着支援事業 の就労定着者数	18人 (① × 0.7)	就労定着支援の利用のうち、令和8年度中に就労が定着した人数

各就労系サービスの利用者数については、就労移行支援や就労継続支援A型の利用者増加を図りつつ、各事業者のサービスの質を確保するため、利用者のニーズにあった供給量となるよう調整を検討します。

就労系サービスの種類	令和5年10月時点			
	実利用者数 ①	市内の 事業所数	市内事業所 の定員数②	②－①
就労移行支援	53人	4	177人	124人
就労継続支援A型	47人	2	40人	-7人
就労継続支援B型	525人	25	637人	-112人
生活介護	457人	15	599人	142人

4 障がい児支援の提供体制の整備

(1) 障害児通所支援の平均利用日数の検討

障害児通所支援においては、基本目標5のとおり、保育所等訪問支援の利用促進を図ります。また、療育が必要な児童が必要な時に身近なところで利用できるよう、特に一人当たりの利用日数の多い放課後等デイサービスにおいて段階的な支給決定を図りながら、適正な利用機会の提供を目指します。

障害児通所支援の種類	令和5年10月時点				
	実利用者数 ①	総利用日数(平均)	市内の 事業所数	市内事業所 の定員数②	②－①
児童発達支援	267人	1814日(6.8日/人)	9	180人	-87
放課後等デイ	394人	4853日(12.3日/人)	19	203人	-191
保育所等訪問	12人	13日(1.1日/人)	3	—	

(2) 発達障がい者等支援体制の一層の充実

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であるため、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、神奈川

県発達障害支援センターを始めとした関係機関の協力を得ながら、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等、発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を強化し、障害児通所支援との相乗効果による適切な支援に取り組みます。

ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の実施見込

項目	目標値	考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	15人	令和11年度における市施設での受講者数
ペアレントメンターの人数	1人	令和11年度における市施設に配置するペアレントメンターの人数

5 地域における相談支援体制の充実

(1) 計画相談支援の利用促進

基本目標7のとおり、計画相談支援及び障害児相談支援については、大人が約7割、児童が約3割の利用率となっています。

基本目標4のとおり、一般就労へのステップアップに向けたサービス利用を促すなど、障がいの者の計画相談支援の利用促進を図ります。

また、障害児通所支援においても、モニタリングに基づいた利用量の段階的な決定を図るため、障害児相談支援の利用率の向上を図ります。

相談支援の利用率

相談支援の種類	基準値 令和5年度(10月時点)			目標値 (令和8年度)
	利用者数	サービス利用者総数	利用率	
計画相談支援	1,152人	1,687人	68.3%	75.0%
障害児相談支援	221人	752人	29.4%	50.0%

(2) 基幹相談支援センターの機能充実

事業者を支援する基幹相談支援センターについては、引き続き総合的な相談支援体制の構築に向けて、事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成等、各種機能のさらなる充実を図ります。

地域の相談支援体制の強化の実施見込

項目	基準値 (R4)	目標値 (R11)	考え方
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1,992件	2,000件	令和11年度における基幹相談支援センターによる対応件数
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	14件	15件	令和11年度における基幹相談支援センターによる研修等実施件数
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	49件	50回	令和11年度における基幹相談支援センターによる取組の実施回数

6 障害福祉サービスの質を向上させる取組

障害福祉サービス等が多様化する中、利用者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするには、必要なサービスを確実に提供することが必要です。そのために担当職員の制度の理解を深めるための取組を行います。また、障害者自立支援給付審査支払等システム等を活用した審査結果等を、事業者や関係自治体と共有し、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

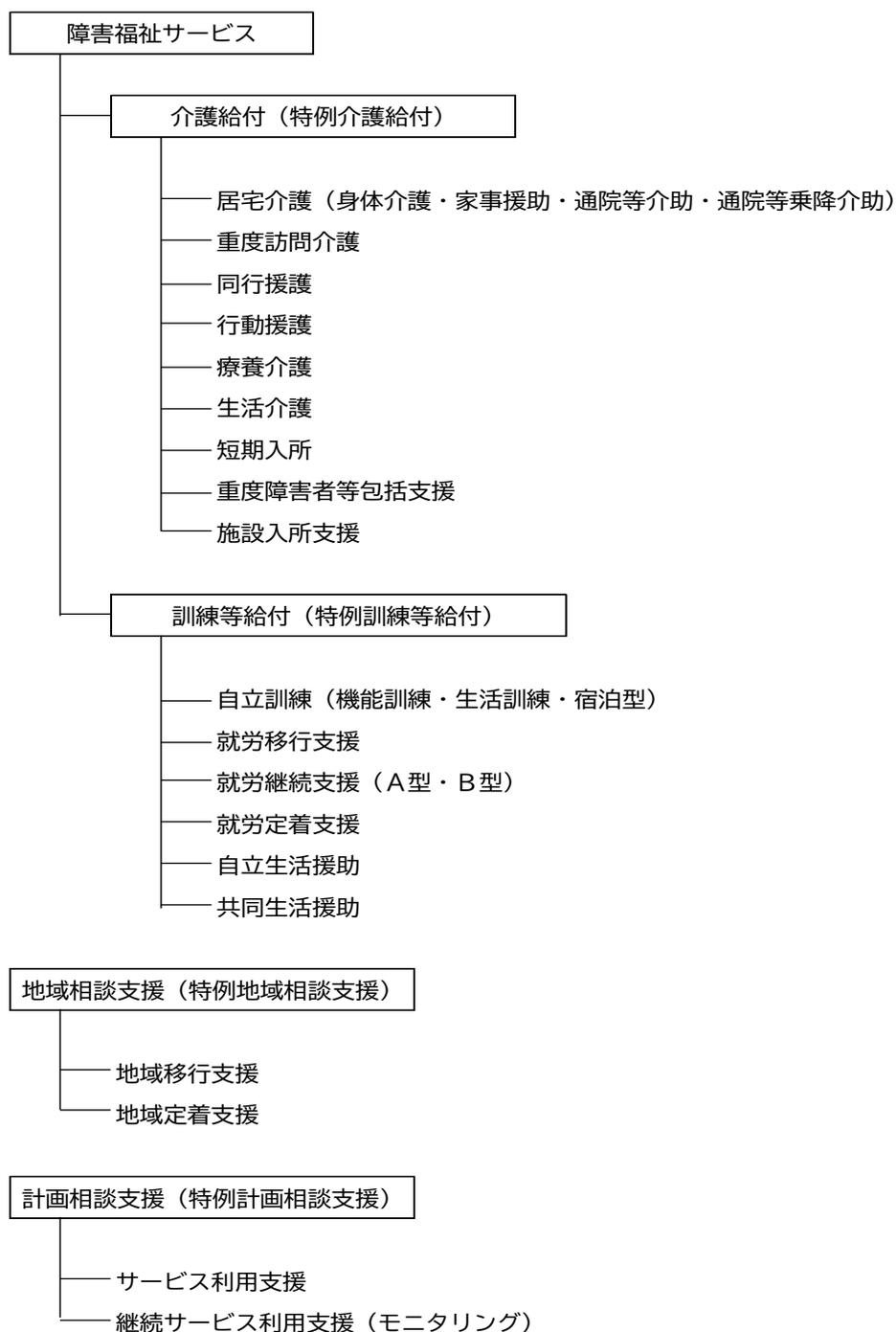
障害福祉サービスの質を向上させる取組の実施見込

項目	基準値 (R4)	目標値 (R11)	考え方
神奈川県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加	2人	3人	令和11年度の相談支援従事者研修等への参加見込人数 (他課・委託先職員含む)
障害者自立支援給付審査支払等システムによる審査結果等の共有	無	有	令和11年度の審査結果等の事業所や関係自治体等との共有体制の有無
	0回	1回	令和11年度の審査結果等の事業所や関係自治体等との共有の実施回数

第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用実績

1 サービス等の概要

○ 障害福祉サービス等のサービス体系



(1) 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）
ヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護
ヘルパーが居宅を訪問し、重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動に著しい困難がある常時介護を要する人に対し、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院または入所している障がい者に対し、意思疎通などの支援を行うサービスです。
同行援護
視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者等に対し、外出時において、障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他の障がい者等が外出する際に必要な援助を行うサービスです。
行動援護
知的障がいまたは精神障がいにより、行動に著しい困難がある常時介護が必要な障がい者等に対し、行動する際に生じ得る危険を避けるために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行うサービスです。
重度障害者等包括支援
常時介護を必要とし、意思疎通に著しい支障がある肢体不自由者、知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難がある障がい者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供するサービスです。

(2) 日中活動系サービス

療養介護	病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害支援区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による吸引管理を行っている人若しくは障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者又は重度心身障がい者を対象に、機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話、その他の必要な医療を、医療機関において提供するサービスです。
生活介護	常時介護を必要とする障がい者等に対し、主に昼間において、障害者支援施設などで入浴、排せつ、食事などの介護、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行うサービスです。
自立訓練（機能訓練）	障害者支援施設等において、必要な援助を要する障がい者であって、地域生活を営む上で支援が必要な障がい者に対し、身体機能・生活能力の維持・回復のための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行うサービスです。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で支援が必要な障がい者に対し、必要となる入浴、排せつ、食事や家事などの日常生活能力を維持・向上させるために必要な支援、相談及び助言を行うサービスです。
就労移行支援	就労を希望する障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行うサービスです。
就労継続支援（A型）	企業等に就労することが困難な障がい者であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である人を対象に、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行うサービスです。

就労継続支援（B型）
通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者を対象に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行うサービスです。
就労定着支援
就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援）の利用を経て一般就労へ移行した障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整、日常生活及び社会生活上の各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うサービスです。
短期入所（ショートステイ）
介護者の病気などの理由から、一時的に障がい児者の介護ができないときなどに、障害者支援施設等へ短期間の入所をさせることにより、入浴、排せつ、食事の介助などの支援を提供するサービスです。

(3) 居住系サービス

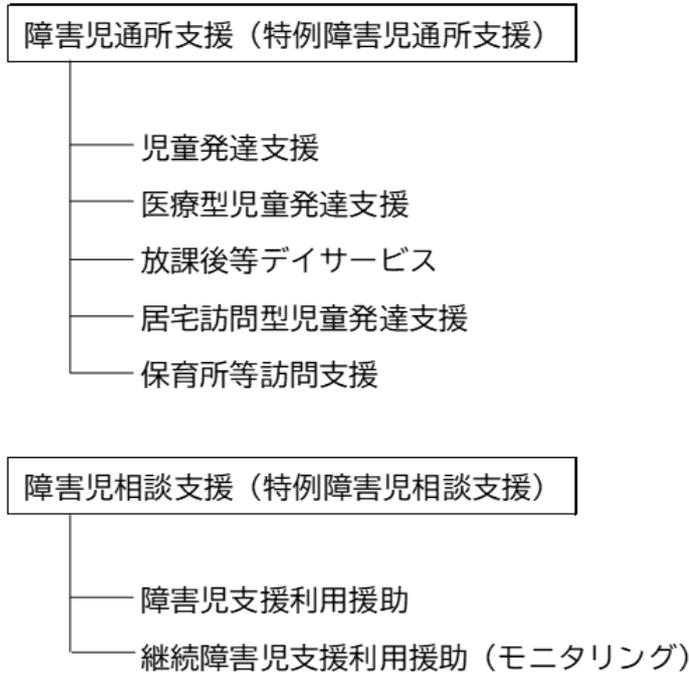
共同生活援助（グループホーム）
共同生活援助（グループホーム）は、共同生活を行う住居で、主に夜間において、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
介護サービス包括型共同生活援助
事業所の従業者が、相談や家事等の日常生活上の援助と入浴等の介護を合わせて行います。
外部サービス利用型共同生活援助
共同生活援助事業所の従業者が、相談や家事等の日常生活上の援助のみを行い、入浴等の介護は事業所が委託契約を結んだ指定居宅介護事業者が行います。
日中サービス支援型共同生活援助
事業所の従業者が、24時間支援体制を確保し、相談や家事等の日常生活上の援助と入浴等の介護を合わせて行います。
施設入所支援
障害者支援施設に入所する障がい者等に対し、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の支援を行うサービスです。

自立生活援助
<p>地域において単身等で生活する障がい者等を対象に、定期的な巡回訪問や随時通報を受けての訪問、相談対応等により、日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報提供、助言、相談、関係機関との連絡調整等の必要な支援を提供するサービスです。</p>

(4) 相談支援

計画相談支援	
サービス利用支援及び継続サービス利用支援があります。	
サービス利用支援	<p>障害福祉サービス等の支給申請に際し、希望する障害福祉サービス等の種類及び内容等について記載した、「サービス等利用計画案」の作成を行います。</p> <p>障害福祉サービス等の支給決定後に、障害福祉サービス事業所等との連絡調整等を行うとともに、支給決定に係る障害福祉サービス等の種類及び内容を記載した「サービス等利用計画」を作成します。</p>
継続サービス利用支援	<p>支給決定の有効期間内に、支給決定を受けた障害福祉サービス等に係る「サービス等利用計画」が適切かどうか、利用状況等を検証（モニタリング）し、必要に応じ「サービス等利用計画」を見直します。</p>
地域相談支援	
地域移行支援と地域定着支援があります。	
地域移行支援	<p>地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者等に対し、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談その他の必要な支援を提供します。</p>
地域定着支援	<p>居宅において単身等で生活する障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に際し、相談や緊急訪問等の支援を提供します。</p>
就労選択支援【新規】	
<p>令和7年10月から施行が見込まれる新たなサービスで、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう支援します。</p>	

○ 障害児通所支援等のサービス体系



(5) 障害児通所支援等のサービス

児童発達支援
療育を行う必要があると認められる児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を提供します。
医療型児童発達支援
上肢、下肢又は体幹機能に障がいがあり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援等が必要と認められた障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援と治療を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援
重症心身障がい児や医療的なケアを必要とする重度の障がい児であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を提供します。

放課後等デイサービス	
就学中の障がい児に対し、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を提供します。	
保育所等訪問支援	
保育所などを訪問し、障がい児に対し、集団生活に適應するための専門的な支援、その他の必要な支援を提供します。	
障害児相談支援	
障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助があります。	
	<p>障害児支援利用援助</p> <p>障害児通所支援等（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）の支給申請に際し、希望する障害児通所支援等の種類及び内容等について記載した「障害児支援利用計画案」の作成を行います。</p> <p>障害児通所支援等の支給決定後に、障害児通所支援事業所等との連絡調整等を行うとともに、支給決定に係る障害児通所支援等の種類及び内容を記載した「障害児支援利用計画」を作成します。</p>
	<p>継続障害児支援利用援助</p> <p>支給決定の有効期間内に、支給決定を受けた障害児通所支援等に係る「障害児支援利用計画」が適切かどうか、利用状況等を検証（モニタリング）し、必要に応じ「障害児支援利用計画」の見直しを行います。</p>

2	サービス等の利用実績
---	------------

第5期及び第6期計画期間における障害福祉サービス等の利用実績は、以下のとおりです。

- ※ 表中の実績値は、各年度3月分（例：令和3年度→令和4年3月分）です。令和5年度は、令和5年7月の実績値です。
- ※ 単位の「人日」は、「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」です。

【訪問系サービス】

総利用時間、実利用者数ともに、概ね計画値に近い数値で推移しています。1人1月あたりの平均利用時間（総利用時間／実利用者数）は、下表のとおり減少傾向にあります。障がい者の高齢化に伴う介護保険サービス併用者の増加などが要因として考えられます。

1人1月あたりの平均利用時間の推移

第5期計画			第6期計画		
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
25.28 h	24.65 h	28.28 h	28.33 h	25.42 h	23.65 h

【訪問系サービス】

(上段：実績値 中段：見込値 下段：達成率)

サービス種別	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	時間	7,331	7,617	7,918	7,734	8,236	7,970
		(7,400)	(7,600)	(7,800)	(7,400)	(7,500)	(7,600)
		99.1%	100.2%	101.5%	104.5%	109.8%	104.9%
行動援護 重度障害者等 包括支援	人	290	309	280	273	324	337
		(290)	(300)	(310)	(340)	(350)	(360)
		100.0%	103.0%	90.3%	80.3%	92.6%	93.6%

 : 達成率100%以上

【日中活動系サービス】

令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により、生活介護や機能訓練等は減少していましたが、令和5年度から回復傾向にあります。

自立訓練（機能訓練）は、利用量は多くありませんが、圏域内の2カ所の事業所の利用及び圏域外での施設入所併用の利用があります。自立訓練（生活訓練）については、圏域内にサービス提供事業所がなく、圏域外での施設入所併用の利用が主となっており、利用者数の増加傾向がみられます。

就労移行支援は、圏域外に精神障がい者や発達障がい者向けの事業所が多く、市内からの利用も増加しています。また、市内の事業所も令和4年度に1カ所開設し、令和5年度にも1カ所開設を予定していることから、全体として計画を上回って利用者数が大きく増加しています。

就労継続支援（A型）については、市内で1カ所だった事業所が、令和4年度に1カ所開設するなど、計画を上回る利用者数の増加が続いています。

就労継続支援（B型）については、雇用契約を伴わない参入のしやすさから、主に軽度の障がい者を対象とした事業所数が年々増加しています。市内事業所の定員は利用者数を上回っており、利用者数も増加しています。

短期入所利用者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所の受け入れ控えなどの影響で、減少していましたが回復傾向にあります。

【日中活動系サービス】

(上段：実績値 中段：見込値 下段：達成率)

サービス種別	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日	8,712	9,370	9,905	9,390	9,246	9,143
		(9,000)	(9,300)	(9,600)	(10,000)	(10,400)	(10,800)
		96.8%	100.8%	103.2%	93.9%	88.9%	84.7%
	人	446	470	475	473	456	461
		(430)	(440)	(450)	(500)	(520)	(540)
		103.7%	106.8%	105.6%	94.6%	87.7%	85.4%
自立訓練 (機能訓練)	人日	104	89	102	26	12	15
		(115)	(118)	(122)	(90)	(105)	(120)
		90.4%	75.4%	83.6%	28.9%	11.4%	12.5%
	人	9	6	8	2	3	2
		(14)	(15)	(15)	(6)	(7)	(8)
		64.3%	40.0%	53.3%	33.3%	42.9%	25.0%
自立訓練 (生活訓練)	人日	2	47	42	71	123	112
		(210)	(210)	(210)	(100)	(100)	(100)
		1.0%	22.4%	20.0%	71.0%	123.0%	112.0%
	人	1	3	3	4	6	7
		(10)	(10)	(10)	(5)	(5)	(5)
		10.0%	30.0%	30.0%	80.0%	120.0%	140.0%
就労移行支援	人日	670	439	483	555	903	956
		(800)	(840)	(880)	(630)	(810)	(990)
		83.8%	52.3%	54.9%	88.1%	111.5%	96.6%
	人	40	27	25	30	53	58
		(40)	(42)	(44)	(35)	(45)	(55)
		100.0%	64.3%	56.8%	85.7%	117.8%	105.5%

■ : 達成率100%以上

【日中活動系サービス】

(上段：実績値 中段：見込値 下段：達成率)

サービス種別	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 (A型)	人日	496	740	844	886	969	888
		(360)	(400)	(440)	(800)	(840)	(880)
		137.8%	185.0%	191.8%	110.8%	115.4%	100.9%
	人	25	38	41	43	48	51
		(18)	(20)	(22)	(40)	(42)	(44)
		138.9%	190.0%	186.4%	107.5%	114.3%	115.9%
就労継続支援 (B型)	人日	7,254	7,159	8,175	8,283	9,014	8,732
		(8,100)	(8,600)	(9,100)	(7,700)	(8,000)	(8,300)
		89.6%	83.2%	89.8%	107.6%	112.7%	105.2%
	人	429	425	449	478	506	528
		(430)	(450)	(470)	(450)	(470)	(490)
		99.8%	95.6%	95.5%	106.4%	107.7%	106.1%
就労定着支援	人	5	8	14	20	22	19
		(4)	(5)	(6)	(9)	(10)	(11)
		125.0%	160.0%	233.3%	222.2%	220.0%	172.7%
療養介護	人	42	37	41	38	34	34
		(39)	(41)	(43)	(41)	(42)	(43)
		107.7%	90.2%	95.3%	92.7%	81.0%	79.1%
短期入所 (福祉型)	人日	612	436	233	189	336	409
		(660)	(680)	(700)	(500)	(550)	(600)
		92.7%	64.1%	33.3%	37.8%	61.1%	68.2%
	人	129	91	22	27	61	68
		(150)	(160)	(170)	(100)	(110)	(120)
		86.0%	56.9%	12.9%	27.0%	55.5%	56.7%
短期入所 (医療型)	人日	40	24	20	16	25	41
		(45)	(45)	(45)	(50)	(55)	(60)
		88.9%	53.3%	44.4%	32.0%	45.5%	68.3%
	人	10	6	6	4	7	8
		(11)	(11)	(11)	(10)	(11)	(12)
		90.9%	54.5%	54.5%	40.0%	63.6%	66.7%

 : 達成率100%以上

【居住系サービス】

グループホームは、障がい者が地域で暮らすための居住の場として重要な社会資源として、施設入所者の地域生活移行や、家族と在宅で生活していた方の入居などにより、利用者数が増加しています。市内におけるグループホームの整備も毎年のようにあり、令和5年10月現在、市内の共同生活援助の定員数が331人であるため、利用者数を上回る供給量があります。

施設入所支援は、国が地域生活移行の推進に伴う入所者数の削減方針に従い、神奈川県では施設入所支援事業の新設、定員増加を認めない運用を行っているため、一定の利用者数からほぼ横ばいの状況が続いています。

【居住系サービス】

(上段：実績値 中段：見込値 下段：達成率)

サービス種別	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人	193	197	206	231	261	250
		(190)	(190)	(202)	(220)	(240)	(250)
		101.6%	103.7%	102.0%	105.0%	108.8%	100.0%
施設入所支援	人	193	196	196	195	190	186
		(191)	(190)	(188)	(193)	(193)	(192)
		101.0%	103.2%	104.3%	101.0%	98.4%	96.9%
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

 : 達成率100%以上

【相談支援】

計画相談支援の利用者数は、平成30年度からモニタリング標準期間が変更され、月あたりの実施回数が増加していました。令和2年度以降は、事業所数の2カ所増加に伴い、全体の利用者数も約258人増加していますが、サービス利用者全体の伸びに追いつかず、利用率は7割を下回っています。

地域移行支援については、利用者の掘り起こしのほか、サービス導入に係る関係機関との調整等、体制整備に多くの時間と労力を要することから、利用実績としては伸び悩んでいます。

地域定着支援については、単身等で生活する方の緊急時に訪問、相談などに対応する見守り支援として知的障がい者や精神障がい者が、地域での生活に移行するに際し利用されていますが、利用者数は伸び悩んでいます。

【相談支援】

(上段：実績値 中段：見込値 下段：達成率)

サービス種別	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	169	229	245	239	251	256
		(160)	(170)	(180)	(270)	(280)	(290)
		105.6%	134.7%	136.1%	88.5%	89.6%	88.3%
地域移行支援	人	1	0	0	1	0	0
		(2)	(2)	(2)	(1)	(1)	(1)
		50.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	人	4	3	2	1	2	1
		(2)	(2)	(2)	(4)	(5)	(6)
		200.0%	150.0%	100.0%	25.0%	40.0%	16.7%

 : 達成率100%以上

<再掲>

相談支援 の利用状況	平成30年度（10月時点）		令和5年度（10月時点）	
	利用者数/サービス総利用者数	利用率	利用者数/サービス総利用者数	利用率
計画相談支援	1,078人 / 1,429人	75.4%	1,152人 / 1,687人	68.2%
障害児相談支援	207人 / 557人	37.1%	221人 / 752人	29.3%

【障害児通所支援等】

障害児相談支援については、障害児通所支援の利用者数の伸びに対して、相談支援事業所が不足しており、利用率が3割を下回っています。

児童発達支援については、市内での事業所の開設もあり、令和2年度以降も利用者が微増していますが、平均利用日数は減少しています。

放課後等デイサービスは、年々事業所数が増えており、令和2年度から1.3倍以上と大幅に利用者数も伸びています。一方、平均利用日数が12.4日と多いため、必要な児童が身近なエリアで利用できない状況があります。

保育所等訪問支援は、平成30年度から利用者数がほぼ横ばいでしたが、令和5年度からは大幅な増加が見られます。

【障害児通所支援等】

(上段：実績値 中段：見込値 下段：達成率)

サービス種別	単位	第1期計画			第2期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人	37	38	31	22	24	54
		(50)	(55)	(60)	(30)	(35)	(40)
		74.0%	69.1%	51.7%	73.3%	68.6%	135.0%
児童発達支援	人日	1,534	1,244	1,961	1,715	1,663	1,599
		(1,500)	(1,550)	(1,600)	(2,100)	(2,200)	(2,300)
		102.3%	80.3%	122.6%	81.7%	75.6%	69.5%
	人	216	171	277	274	279	247
		(180)	(185)	(190)	(240)	(250)	(260)
		120.0%	92.4%	145.8%	114.2%	111.6%	95.0%
医療型 児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
		-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-
	人	0	0	0	0	0	0
		-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-
居宅訪問型 児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
		-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-
	人	0	0	0	0	0	0
		-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-
放課後等 デイサービス	人日	3,494	3,415	3,926	3,622	4,634	4,780
		(3,300)	(3,350)	(3,400)	(4,200)	(4,500)	(4,800)
		105.9%	101.9%	115.5%	86.2%	103.0%	99.6%
	人	292	272	297	312	356	398
		(260)	(265)	(270)	(325)	(345)	(365)
		112.3%	102.6%	110.0%	96.0%	103.2%	109.0%
保育所等 訪問支援	人日	2	3	4	4	3	14
		(6)	(8)	(10)	(12)	(13)	(14)
		33.3%	37.5%	40.0%	33.3%	23.1%	100.0%
	人	2	3	4	4	3	13
		(6)	(8)	(10)	(12)	(13)	(14)
		33.3%	37.5%	40.0%	33.3%	23.1%	92.9%

 : 達成率100%以上

第5章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量及び見込量確保のための方策

- ※ 表中の実績値は、各年度3月分（例：令和3年度→令和4年3月分）です。令和5年度は、令和5年7月の実績値です。
- ※ 単位の「人日」は、「月間の利用者数」×「1人1月あたりの平均利用日数」です。（本章において、別に表記がない限り同様です。）

1 訪問系サービス

(1) サービスの見込量（1カ月あたり）

これまでの利用実績を基礎としつつ、強度行動障害のある方への行動援護の利用促進も加味し、利用時間及び利用者数を見込んでいます。

訪問系サービスの見込量（1カ月あたり）

	第6期計画利用実績					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	7,734 h 273 人	8,236 h 324 人	7,970 h 337 人		
	第7期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	8,000 h 340 人	8,100 h 350 人	8,200 h 360 人	8,300 h 370 人	8,400 h 380 人	8,500 h 390 人

(2) 見込量確保のための方策

市内の指定居宅介護事業所及び指定重度訪問介護事業所数は、令和5年10月現在32カ所と第6期障がい福祉計画の基礎資料とした令和2年6月現在の31カ所と比べ、1カ所増えています。

1人当たりの利用時間が減少傾向にありますが、全体の利用量は、障がいの重度化や介護者の高齢化により増加が見込まれますので、事業の拡大について事業者に働きかけを行います。

2	日中活動系サービス
---	-----------

(1) サービスの見込量（1カ月あたり）

ア 生活介護

これまでの利用実績を基礎としつつ、特別支援学校高等部卒業生の進路選択の予測を加味し、増加傾向としています。生活介護から就労継続支援B型への移行を進めながらも、施設入所者や在宅の重度障がいの方の利用を見込んでいます。

生活介護の見込量（1カ月あたり）

生活介護	第6期計画利用実績			<市内事業所の状況> 事業所数 15カ所 定員数 599人 （令和5年10月時点）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	9,390人日	9,246人日	9,143人日			
	473人	456人	461人			
	第7期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	9,200人日	9,400人日	9,600人日	9,800人日	9,800人日	9,800人日
	470人	480人	490人	500人	500人	500人

イ 自立訓練（機能訓練）

これまでの利用実績を基礎とし、利用量を見込んでいます。
 一定のニーズは継続的にあると想定し、増加傾向としています。

自立訓練（機能訓練）の見込量（1カ月あたり）

自立訓練 （機能訓練）	第6期計画利用実績			<市内事業所の状況> 事業所数 1カ所 定員数 20人 （令和5年10月時点）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	26人日	12人日	15人日			
	2人	3人	2人			
	第7期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	20人日	30人日	40人日	50人日	50人日	50人日
	5人	6人	7人	8人	8人	8人

ウ 自立訓練（生活訓練）

これまでの利用実績を基礎とし、利用量を見込んでいます。

大幅な利用の増加は見込まれませんが、一定のニーズは継続的にあるものと想定しています。

自立訓練（生活訓練）の見込量（1カ月あたり）

自立訓練 (生活訓練)	第6期計画利用実績			<市内事業所の状況>		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	71人日	123人日	112人日	事業所数	0カ所	
	4人	6人	7人	定員数	0人	
	(令和5年10月時点)					
	第7期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	115人日	120人日	125人日	125人日	125人日	125人日
	8人	9人	10人	10人	10人	10人

エ 就労移行支援

利用実績を基礎としつつ、特別支援学校高等部卒業生の進路として、一定のニーズがあることを加味し、利用量の増加を想定しています。

月平均で約17日の利用日数を見込み、就労継続支援からのステップアップ利用を促すことにより、利用者数と利用日数の増加を想定しています。

就労移行支援の見込量（1カ月あたり）

就労移行支援	第6期計画利用実績			<市内事業所の状況>		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	555人日	903人日	956人日	事業所数	4カ所	
	30人	53人	58人	定員数	177人	
	(令和5年10月時点)					
	第7期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1000人日	1100人日	1200人日	1275人日	1360人日	1450人日
	60人	65人	70人	75人	80人	85人

オ 就労継続支援（A型）

利用実績を基礎としつつ、利用量を見込んでいます。

1人あたり約20日の利用日数を見込むとともに、就労継続支援（B型）などからのステップアップ利用を促すことにより、さらに増加傾向が進むものと想定します。

就労継続支援（A型）の見込量（1カ月あたり）

就労継続支援 （A型）	第6期計画利用実績			<市内事業所の状況>		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	886人日	969人日	888人日	定員数	40人	
	43人	48人	51人	（令和5年10月時点）		
	第7期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,100人日	1,200人日	1,300人日	1,400人日	1,500人日	1,600人日
	55人	60人	65人	70人	75人	80人

カ 就労継続支援（B型）

利用実績を基礎としつつ、特別支援学校高等部卒業生の進路としてのニーズを加味するとともに、就労移行支援等へのステップアップ利用を促すことにより増加傾向が緩やかとなるほか、年齢や利用目的に沿った利用量の検討を進め、平均利用日数の減少を見込みます。

就労継続支援（B型）の見込量（1カ月あたり）

就労継続支援 （B型）	第6期計画利用実績			<市内事業所の状況>		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	8,283人日	9,014人日	8,732人日	定員数	637人	
	479人	506人	528人	（令和5年10月時点）		
	第7期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	9,000人日	9,200人日	9,400人日	9,500人日	9,500人日	9,500人日
	550人	570人	590人	600人	600人	600人

キ 就労定着支援

これまでの利用実績及び令和8年度における就労定着支援利用者数の目標値を踏まえ、利用量を見込んでいます。

就労移行支援の利用者数の増加や、就労選択支援の新設により、就労者数の増加に伴って就労定着支援の利用者数の増加を見込みます。

就労定着支援の見込量（1カ月あたり）

就労定着支援	第6期計画利用実績			<市内事業所の状況>		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	事業所数	1カ所	
	20人	22人	19人	(令和5年10月時点)		
	第7期計画見込量					
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
25人	28人	31人	34人	37人	40人	

ク 療養介護

平成30年度からの緩やかな減少傾向と、対象施設や定員数が増減する予定がないことから、利用者数は横ばいとして見込んでいます。

療養介護の見込量（1カ月あたり）

療養介護	第6期計画利用実績			<市内事業所の状況>		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	事業所数	2カ所	
	38人	34人	34人	(令和5年10月時点)		
	第7期計画見込量					
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
34人	34人	34人	34人	34人	34人	

ケ 短期入所（ショートステイ）

新型コロナウイルス感染症による影響前の平成30年度には、福祉型で129人が利用していた実績をもとに、利用量を見込みます。

介護者の病気などの他、休息のためのニーズがあることから、福祉型では平均約6日の利用を見込み増加傾向としています。

また、医療的ケアを要する方が十分に利用できていない状況を踏まえ、医療型の増加も見込みますが、現在の市内事業所数が3カ所であることから、他の医療機関等における増床の必要性を見込んでいます。

短期入所（福祉型）の見込量（1カ月あたり）

短期入所支援 （福祉型）	第6期計画利用実績			<市内事業所の状況>		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	189人日	336人日	409人日	定員数	105人	
	27人	61人	68人	(令和5年10月時点)		
	第7期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	420人日	480人日	540人日	600人日	660人日	720人日
	70人	80人	90人	100人	110人	120人

短期入所（医療型）の見込量（1カ月あたり）

短期入所支援 （医療型）	第6期計画利用実績			<市内事業所の状況>		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	16人日	25人日	41人日	※空床型を含む		
	4人	7人	8人	(令和5年10月時点)		
	第7期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	45人日	50人日	55人日	60人日	65人日	70人日
	10人	11人	12人	13人	14人	15人

(2) 見込量確保のための方策

障がい者が地域において生き生きとした生活を送るためには、その人に適した日中活動の場が必要です。

そのため、サービス利用希望者のニーズとサービス供給量のバランスを把握し、供給量に不足が見込まれるサービスについては、事業者となり得る団体等に対する情報の提供や供給体制整備に係る協議等を行うとともに、神奈川県等とも協力して支援を検討していきます。

障がい者の自立を促進するに当たり、福祉施設から一般就労への移行を基本目標にしていることから、就労移行支援等へのステップアップ利用を促し、就労移行支援事業所等の定員の受け入れや拡大について事業者に働きかけていきます。各事業において、利用者のニーズに合った適正な需給バランスになるよう検討を進めます。

3	居住系サービス
---	---------

(1) サービスの見込量（1カ月あたり）

ア 共同生活援助（グループホーム）

入所施設等からの地域生活移行が進むことを加味し利用量を見込みます。ここ数年の新規グループホーム開設により市内事業所の定員数は、現在の利用者数を上回っており、必要数は充足しています。

一方、対応する施設の少ない精神障がいの方や医療的ケアを要する方、強度行動障害等の方のニーズがあることから、既存の施設側スタッフの専門性向上により受け入れの幅が広がることで、一定の利用者の増加するよう見込んでいます。

共同生活援助の見込量（1カ月あたり）

共同生活援助	第6期計画利用実績			<市内事業所の状況> 事業所数 55カ所 定員数 331人 （令和5年10月時点）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	231人	261人	264人			
	第7期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	270人	280人	290人	300人	300人	300人

イ 施設入所支援

第4章に記載した福祉施設入所者等の地域生活への移行等に係るの目標値を勘案して、全体の入所者数の減少傾向を見込んでいます。

令和8年度までに16人の地域生活移行を目指していますが、現在、入所待ちをしている在宅の重度障がい者の新規入所を見込み、施設入所者数の減少は緩やかなものになると想定しています。

施設入所支援の見込量（1カ月あたり）

施設入所支援	第6期計画利用実績			<市内事業所の状況> (大人)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	195人	190人	186人	事業所数	4カ所	
				定員数	201人	
			<市内事業所の状況> (児童)			
						事業所数
			定員数	70人		
			(令和5年10月時点)			
第7期計画見込量						
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	184人	182人	180人	180人	180人	180人

ウ 自立生活援助

現状、圏域内にサービス提供事業所はありませんが、障がい者が安定した地域生活を送る上で有効なサービスであると考えられますので、各年度1人ずつを目標として利用者数を見込むこととします。

自立生活援助の見込量（1カ月あたり）

自立生活援助	第6期計画利用実績			<市内事業所の状況>		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	0人	0人	0人	事業所数	0カ所	
				(令和5年10月時点)		
第7期計画見込量						
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1人	1人	1人	1人	1人	1人

(2) 見込量確保のための方策

施設入所者等の地域生活への移行や、在宅で障がい者を支援してきた親族等の高齢化によるグループホームへのニーズに対しては、近年のグループホームの新設により、一定の定員数は確保できています。

今後は、軽度の障がいの方の居宅生活への移行も視野に入れつつ、まだ対応している施設の少ない精神障がい者や、医療的ケアを要する方、強度行動障害等の方に対し、既存の事業所が受け入れられるよう、スタッフの専門性向上や事業者間の情報共有を推進します。

また、令和4年度から本市においても日中サービス支援型グループホームが開設されていますが、常時の見守りを必要とする重度障がいの方の地域生活移行先として、他のグループホームとの一定の役割分担を期待し、利用者のニーズに合った受け入れに向けて事業者の支援を図ります。

4	相談支援
---	------

(1) サービスの見込量（1カ月あたり）

ア 計画相談支援

すべての障害福祉サービス利用者に計画相談支援が行き届くことが理想ですが、現状ではサービス利用者数全体の伸びに、計画相談事業所の対応が追いついておらず、利用率は68.2%となっています。

このため、月当たりの利用者数の4.5倍が実利用者数と算定し、目標値として令和8年度に75%の利用率を目指しています。

現在、3割以上の方がセルフプランを利用している就労継続支援の利用者の計画相談支援の利用促進を踏まえ、増加傾向を見込みます。

<再掲>

相談支援 の利用状況	平成30年度（10月時点）		令和5年度（10月時点）	
	利用者数/サービス総利用者数	利用率	利用者数/サービス総利用者数	利用率
計画相談支援	1,078人 / 1,429人	75.4%	1,152人 / 1,687人	68.2%
障害児相談支援	207人 / 557人	37.1%	221人 / 752人	29.3%

計画相談支援の見込量（1カ月あたり）

計画相談支援	第6期計画利用実績			<市内事業所の状況> 事業所数 14カ所 (令和5年10月時点)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	239人	251人	256人			
	第7期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	270人	290人	310人	320人	330人	340人

イ 地域相談支援

地域移行支援については、精神病床の長期入院者への地域生活移行に関する十分な情報提供や潜在的ニーズの掘り起こし等の利用促進を図っていくことを踏まえ、毎年度1人ずつの利用者増を見込みます。

地域定着支援は、サービスが徐々に浸透しつつありますので、これまでの利用実績を踏まえるとともに、施設入所者の地域生活への移行見込数等から利用者数を見込んでいます。

地域相談支援の見込量（1カ月あたり）

地域移行支援	第6期計画利用実績			<市内事業所の状況> 事業所数 7カ所 (令和5年10月時点)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	1人	0人	0人			
	第7期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2人	3人	4人	5人	6人	7人
地域定着支援	第6期計画利用実績			<市内事業所の状況> 事業所数 7カ所 (令和5年10月時点)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	1人	2人	1人			
	第7期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	3人	4人	5人	6人	6人	6人

(3) 見込量確保のための方策

国の方針に基づき、サービス等利用計画作成の対象者を増加させることとされていることから、相談支援の利用率向上に向けて、事業者と市が今後のサービス提供を見据えた対応を図ります。

相談支援専門員の人材確保としては、潜在的な有資格者の把握・活用、介護保険制度のケアマネージャーに対する参入の促進を図ります。

また、相談支援事業所の経営状況改善への支援など、相談支援事業者の負担軽減策等についての事業者との協議など、計画相談支援の供給量を増やすための対応について検討を進めます。

5	障害児通所支援等
---	----------

(1) サービスの見込量（1カ月あたり）

ア 障害児相談支援

障害児相談支援については、障がい児の成長と変化に合わせて適切なサービスを選択するため、現在約30%の利用率を、令和8年度に50%とする目標値を掲げています。

今後の供給量の増加も含め、利用者数の増加を想定しています。

また、放課後等デイサービスにおいて、適正な利用機会の提供のために、モニタリングに基づく段階的な支給決定などを進めるにあたり、障害児相談支援の利用率の向上が見込まれます。

障害児相談支援の見込量（1カ月あたり）

障害児相談支援	第2期計画利用実績			<市内事業所の状況> 事業所数 9カ所 （令和5年10月時点）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	22人	24人	54人			
	第3期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	60人	80人	100人	110人	120人	130人

イ 児童発達支援

これまでの利用実績を基礎としつつ、未就学児における早期療育の方針を踏まえ、利用児童数と利用量の増加を見込んでいます。

児童発達支援の見込量（1カ月あたり）

児童発達支援	第2期計画利用実績			<市内事業所の状況> 事業所数 9カ所 定員数 180人 (令和5年10月時点)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	1,715人	1,663人	1,599人			
	274人	279人	247人			
	第3期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1,650人	1,700人	1,750人	1,800人	1,850人	1,900人
	280人	290人	300人	310人	320人	330人

ウ 医療型児童発達支援

近隣市町にもサービスを提供する事業者はなく、新規の開設の見込もありません。これまでに利用実績もなく、医療的ケア児は、看護師を配置した児童発達支援を利用することが可能であることから、利用量は見込まないこととします。

医療型児童発達支援の見込量（1カ月あたり）

医療型 児童発達支援	第2期計画利用実績			<市内事業所の状況> 事業所数 0カ所 (県内事業所数 15カ所) (令和5年10月時点)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	0人	0人	0人			
	—	—	—			
	第3期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—

エ 居宅訪問型児童発達支援

県内には事業所は増えてつありますが、圏域においてサービスを
提供予定の事業所がないため、利用量は見込まないこととします。

居宅訪問型児童発達支援の見込量（1カ月あたり）

居宅訪問型 児童発達支援	第2期計画利用実績			<市内事業所の状況>		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	事業所数	0カ所	
	0人	0人	0人	(県内事業所数 16カ所)		
	—	—	—	(令和5年10月時点)		
	第3期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	

オ 放課後等デイサービス

これまでの実績と早期療育や発達障がいへの認識の広がりを加味し、利用者数の増加を見込みます。すでに定員数を上回る利用者数がある中、段階的な支給決定により平均利用日数を抑えつつ、適正な利用機会の提供を図ります。

放課後等デイサービスの見込量（1カ月あたり）

放課後等 デイサービス	第2期計画利用実績			<市内事業所の状況>		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	事業所数	19カ所	
	3,622人日	4,634人日	4,780人日	定員数	203人	
	312人	356人	398人	(令和5年10月時点)		
	第3期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
4,800人日	4,850人日	4,900人日	4,950人日	5,000人日	5,050人日	
400人	410人	420人	430人	440人	450人	

エ 保育所等訪問支援

月1～2日の利用を想定するとともに、インクルージョンの視点から、小学校や放課後児童クラブ等への積極的な利用を促進するため、利用者の増加傾向を見込みます。

保育所等訪問支援の見込量（1カ月あたり）

保育所等 訪問支援	第2期計画利用実績			<市内事業所の状況>		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	4人日	3人日	14人日	事業所数 4カ所 (令和5年10月時点)		
	4人	3人	13人			
	第3期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	6人日	8人日	10人日	12人日	14人日	16人日
	5人	6人	7人	8人	9人	10人

※令和5年度は、7月時点のため、他の年度末時点の数値と差異があります。

キ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児等コーディネーターについては、神奈川県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了者のみに対応できることとなっており、本市には現状5名のコーディネーター資格を有する者がいます。

令和5年度は相談支援専門員と兼務の福祉従事者の配置を調整中です。

なお、医療的ケア児のコーディネートは福祉と医療の両側面から考えるため、福祉従事者と医療従事者とが連携して支援に当たれることが望ましいと考えます。

今後のコーディネーターへのニーズや関わりの度合いを見ながら、必要に応じて医療従事者を含めた配置人数の増員を検討します。

医療的ケア児等コーディネーターの配置数の見込量

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	第2期計画利用実績			<市内事業所の状況> 配置人数 0人 (令和5年10月時点)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	—	—	1			
	第3期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1人	1人	1人	1人	1人	1人

※令和5年度は、1人の配置を調整中

(2) 見込量確保のための方策

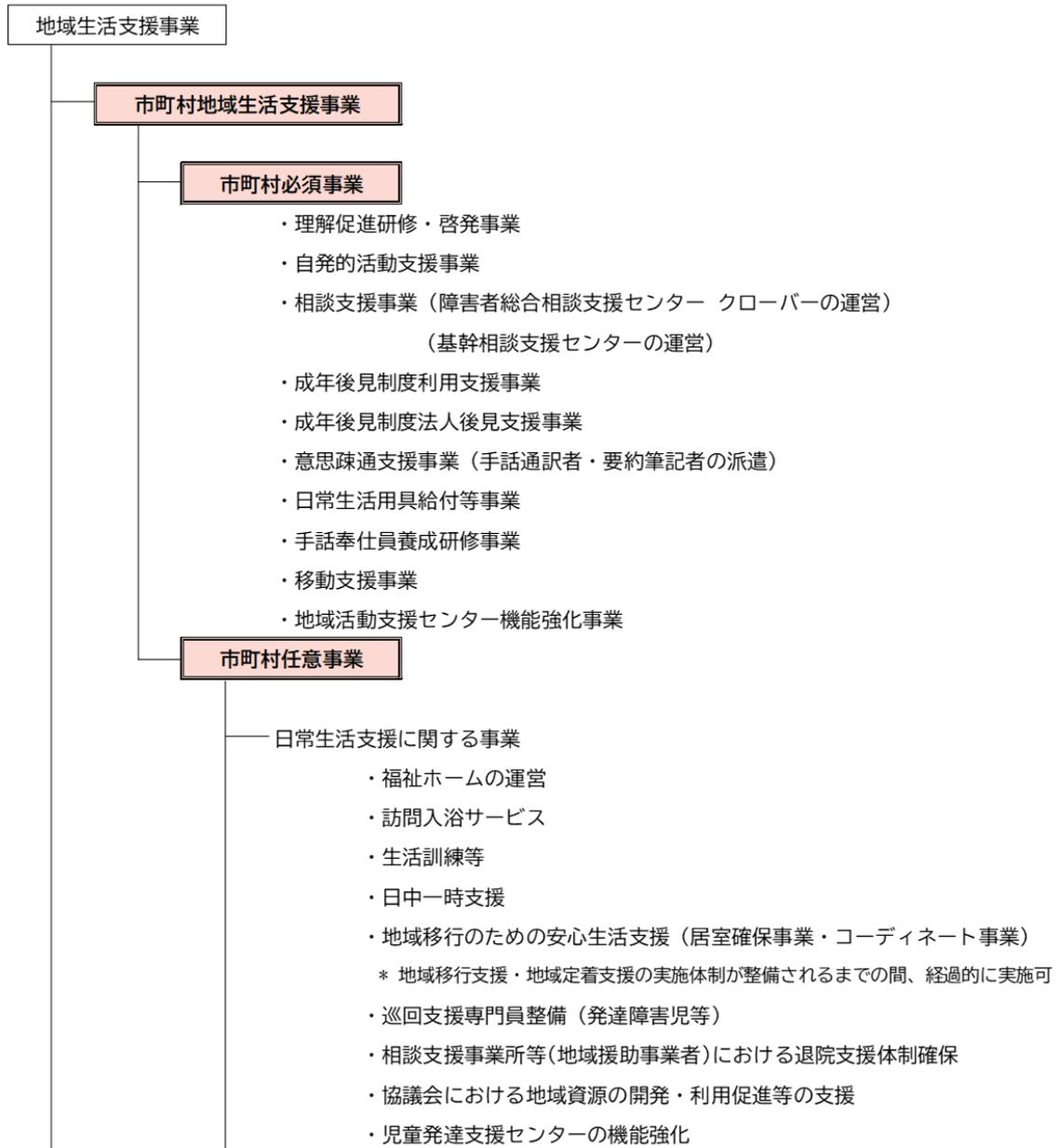
本市では、障害児通所支援等のサービスを実施している事業所が、それぞれの事業所の特徴を生かし、事業所ごとに機能や役割を果たしています。

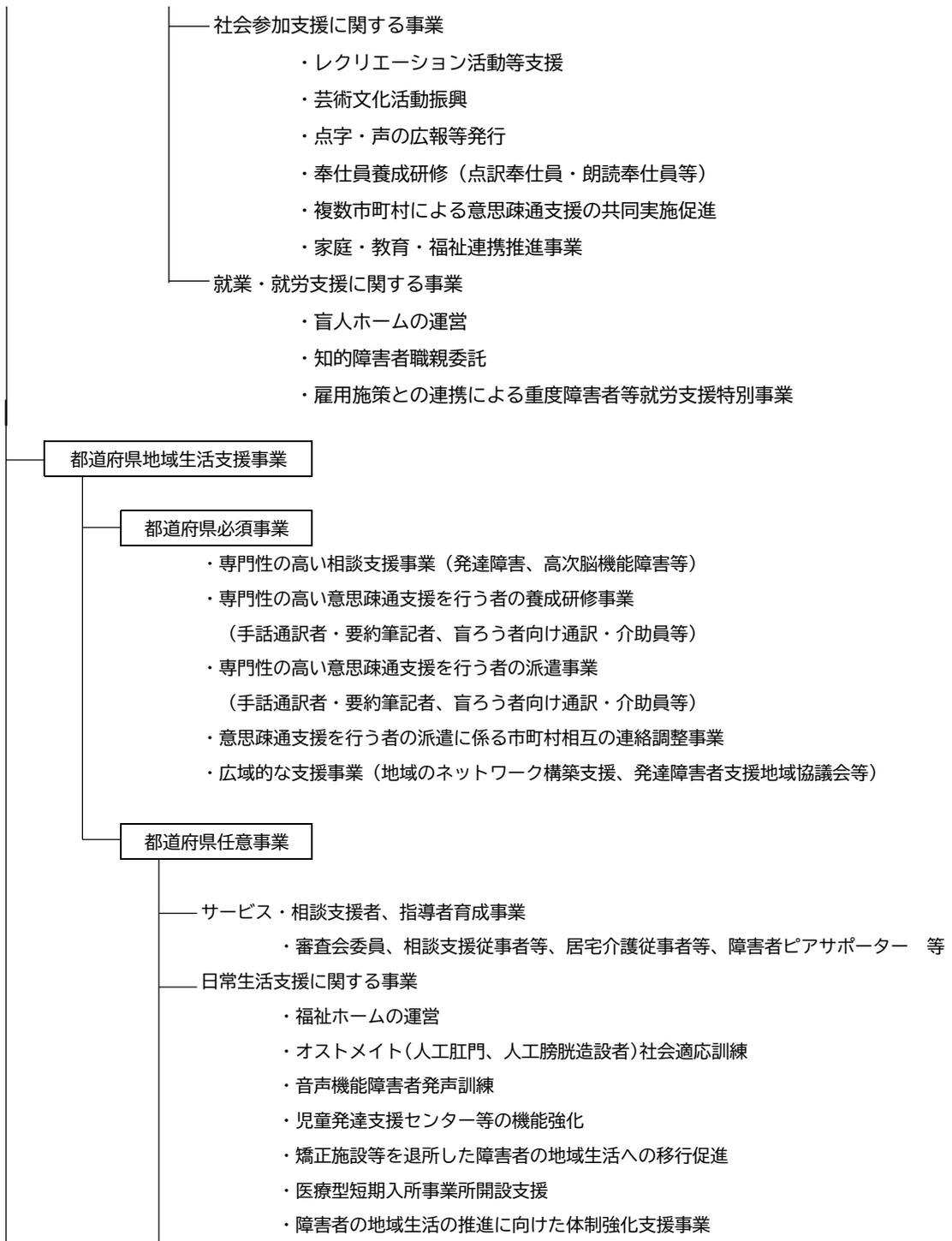
今後の取組みとして、見込量と実績の推移を勘案しながら、支援利用希望者の受入態勢の確保や専門スタッフの充実について事業者に働きかけていきます。

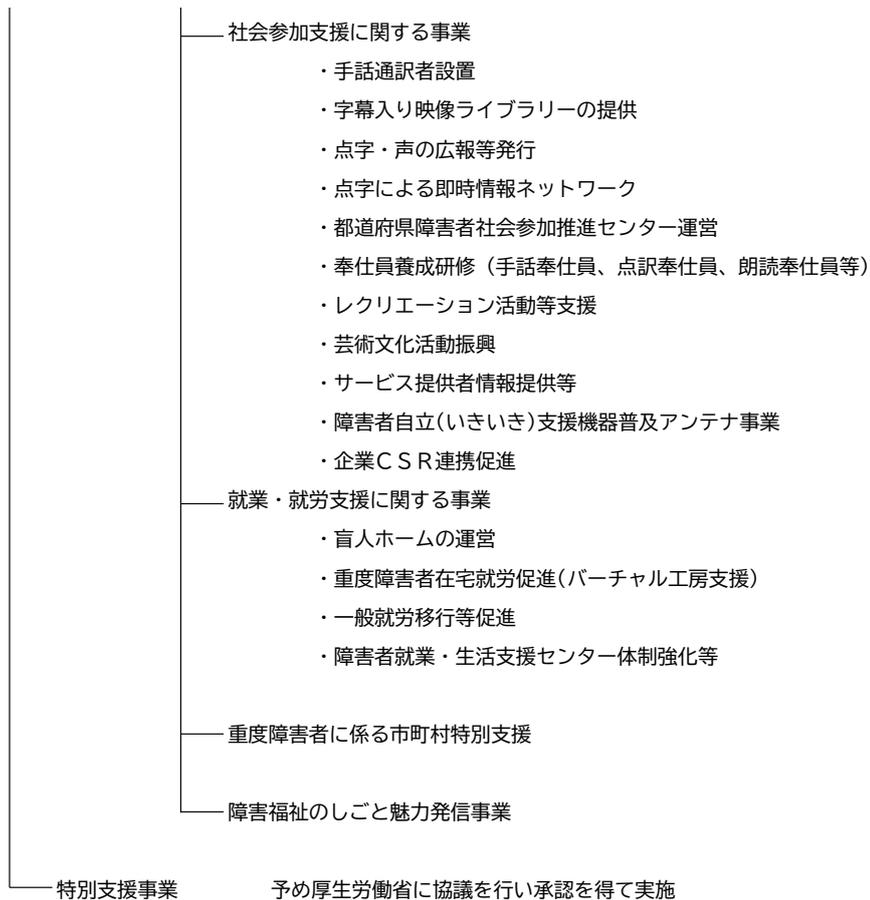
第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1	実施する事業の内容
---	-----------

○ 地域生活支援事業の体系







(1) 必須事業

地域生活支援事業として、次の事業を実施し、障がい者等の地域社会での自立した生活と社会参加を促進するよう努めます。

なお、本市では、日常生活用具費支給事業、移動支援事業において、低所得者層の利用者負担の無料化を図っています。

ア 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、日ごろ、障がい者等と接する機会の少ない市民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修会やイベント等の啓発活動を行います。

イ 自発的事業支援事業

障がい者団体や障がい関係施設自らが、地域を対象に行う活動を支援します。

ウ 相談支援事業

障がい者、障がい児の保護者又は障がい者の介護を行う方などの一般的な相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うものです。

本市及び足柄下郡3町では、令和2年12月に、障害者相談支援事業の再編を行うとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置しました。

エ 成年後見制度利用支援事業

知的障がい者又は精神障がい者に対し、自己決定権の尊重や本人の権利を守り生活を支援するため、成年後見制度の利用を支援します。

オ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

カ 意思疎通支援事業

(ア) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を図ります。

(イ) 手話通訳者設置事業

聴覚障がい者の情報保障を充実するため、障がい福祉課窓口到手話通訳者を配置します。

キ 日常生活用具費支給事業

自立生活支援用具などを必要とする重度障がい者等に日常生活用具費を給付し、日常生活の利便の向上を図ります。

ク 手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成するため、講習会を開催します。

ケ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

コ 地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行い、障がい者の日中活動の場となる地域活動支援センターの運営を支援します。

(2) 任意事業

任意の地域生活支援事業として、次の事業を実施し、障がい者等が地域社会で自立して生活できるよう、また、障がい者等の社会参加を促進するよう努めます。

なお、本市では、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業において、低所得者層の利用者負担の無料化を図っています。

ア 日常生活支援に関する事業

(ア) 訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な重度障がい者に対して、訪問による入浴サービスを実施することにより、障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

(イ) 日中一時支援事業

障がい者等を預かり、日中における活動の場を確保することにより、障がい者等の家族の就労支援及び一時的休息の取得の促進を図ります。

イ 社会参加支援に関する事業

(ア) レクリエーション活動等支援

障がい者等の健康の保持促進を図り、社会参加の機会を拡大できるように、多くの障がい児者が参加できるレクリエーション事業等を障がい福祉関係団体と行政機関等が協力して実施します。

(イ) 芸術文化活動振興

障がい者等の文化活動を通じた社会参加と障がい者相互、地域住民との交流機会の創出のため、県西地域の障害福祉サービス事業所や行政機関等が協力して、県西地区障害者文化事業を開催します。

(ウ) 点字・声の広報等発行

文字による情報の入手が困難な視覚障がい者等のため、点訳や音訳などの方法により、市広報紙や障がい福祉ガイドブックの情報を提供します。

2	事業の実施状況及び見込量等
---	---------------

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいや障がい者に関する市民の理解を深めるため、理解促進のための研修・イベント等を通じた啓発事業、精神保健福祉地域交流会開催事業を実施します。

理解促進研修・啓発事業の実施状況と実施予定

理解促進研修 ・啓発事業	第6期計画利用実績					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	実施	実施	実施			
	第7期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 自発的活動支援事業

自発的活動への支援を行うとともに、今後、さらなる民間団体等の自発的活動の支援について、検討を行います。

自発的活動支援事業の実施状況と実施予定

自発的活動 支援事業	第6期計画利用実績			第7期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施	実施	実施	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(3) 相談支援事業

令和2年度に、障害者相談支援事業の再編を行うとともに、基幹相談支援センターを設置しました。今後は、基幹相談支援センターを核とした重層的な相談支援体制を構築・強化していきます。

相談支援事業の実施状況と実施予定

実績	第6期計画利用実績			第7期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	1カ所	1カ所	1カ所	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基幹相談支援センターの設置	検討	検討	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	—	—	—	検討	検討	実施

(4) 成年後見制度利用支援事業

後見人等を申立て、成年後見制度を利用する方は、年々増加しています。今後も住み慣れた地域でその人らしい生活を送るための支援として、成年後見制度の利用を促進し、所要量を見込みます。

成年後見制度利用支援事業の実施状況と実施予定（年間）

成年後見制度 利用支援事業	第6期計画利用実績					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	15件	20件	22件			
	第7期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	25件	27件	29件	31件	33件	35件

※ 数値は、各年度の申立費用助成及び報酬助成の年間実績件数又は年間見込件数

※ 令和5年度の数値は、年間見込件数

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

本市では、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、令和4年10月に中核機関（おだわら成年後見支援センター）を設置しました。中核機関では、後見制度の理解を深めるための広報、制度利用や後見業務に関する相談を担い、成年後見制度の利用を促進しています。また、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援については、高齢福祉、障がい福祉が連携して体制を整備し、成年後見人等の担い手を確保し、成年後見制度の普及を一層推進していくこととしています。

成年後見制度法人後見支援事業の実施状況と実施予定（年間）

成年後見制度法人 後見支援事業	第6期計画利用実績					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
	検討	実施	実施			
	第7期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(6) 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者の派遣件数は、年度ごとの増減はありますが、300件前後で推移していることを踏まえ、所要量を見込みます。

手話通訳者の設置については、県内他市に先駆けて、正規職員として手話通訳士を1名配置しています。今後も継続して配置していきます。

また、with コロナ、after コロナ期における意思疎通支援の確保のため、デジタル技術を活用した遠隔手話通訳システムの活用などの新たな技術についても研究していきます。

意思疎通支援事業の実施状況と実施予定（年間）

実績	第6期計画利用実績					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	284件	225件	300件			
手話通訳者設置事業	1人	1人	1人			
見込	第7期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	300件	300件	300件	300件	300件	300件
手話通訳者設置事業	1人	1人	1人	1人	1人	1人

- ※ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業の数値は、各年度の年間派遣実績件数又は年間派遣見込件数。なお、令和5年度の数値は年間派遣見込件数
- ※ 手話通訳者設置事業の数値は、各年度の設置実績人数又は設置見込人数

(7) 日常生活用具費支給事業

障がい者の高齢化や障がいの重度化等により、給付件数は増加傾向にあります。特に介護・訓練支援用具や在宅療養等支援用具、排せつ管理支援用具等の増加に加え、定期的な対象品目、助成基準額の改定や、開発が進む新たな用具の対象品目化等や見直しを行っていくことを想定します。

一方、国の補装具給付の指針にある介護保険の福祉用具貸与の優先の考え方や、デジタル化の進展に伴うスマートフォン・タブレット等の日常的なICT機器の普及も踏まえて、所要量を見込みます。

日常生活用具費支給事業の実績と見込（年間）

実績	第6期計画利用実績			第7期計画見込量						
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
介護・訓練用具 支援用具	14件	9件	12件	12件	13件	14件	15件	16件	17件	
自立生活用具 支援用具	23件	10件	26件	23件	25件	30件	31件	32件	33件	
在宅療養等 支援用具	10件	10件	26件	25件	26件	27件	28件	29件	30件	
情報・意思疎通 支援用具	46件	50件	38件	45件	45件	45件	45件	45件	45件	
排せつ管理用具	3,815件	3,720件	3,828件	3,850件	3,900件	3,950件	3,950件	3,950件	3,950件	
居宅生活動作 補助用具	8件	5件	0件	5件	5件	5件	5件	5件	5件	

< 令和3年度 >
 合計 3,908件
 総額 37,995,517円

< 令和4年度 >
 合計 3,804件
 総額 38,651,751円

※ 数値は、各年度の年間給付実績件数又は年間給付見込件数
 ※ 令和5年度の数値は、年間見込件数

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者へのコミュニケーション支援の担い手の裾野を広げるため、今後も継続して養成研修を実施していきます。

手話奉仕員養成研修事業の実績と見込（年間）

手話奉仕員 養成研修事業	第6期計画利用実績			第7期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	16人	16人	16人	15人	15人	15人
				令和9年度	令和10年度	令和11年度
			15人	15人	15人	

※ 数値は、各年度の研修終了人数又は研修修了見込者数（例年の募集定員数）
 ※ 令和5年度の数値は、見込者数

(9) 移動支援事業

需要に対し供給が不足しているサービスです。地域移行の促進に伴う施設入所者の外出支援の促進等を踏まえ、サービス提供事業者の受入れに係る環境整備等に対する支援により、利用量の増を見込みます。

移動支援事業の実績と見込（年間）

実績	第6期計画利用実績			第7期計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間実利用者数	184人	216人	180人	190人	200人	210人
年間延べ利用時間	20,874h	21,362h	20,324h	20,800h	21,900h	22,300h
見込	令和9年度	令和10年度	令和11年度			
	220人	230人	240人	24,000h	25,200h	26,200h

※ 令和5年度の数値は、見込値

(10) 地域活動支援センター事業

事業所数に変動は見込まれないが、令和5年に利用登録者数の増加があったことにかんがみ、利用量を見込みます。

地域活動支援センター事業の事業所数と実利用者数

実績	第6期計画利用実績					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
事業所数	7カ所	7カ所	7カ所			
1日当たり実利用者数	57人	55人	60人			
見込	第7期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
事業所数	7カ所	7カ所	7カ所	7カ所	7カ所	7カ所
1日当たり実利用者数	60人	60人	60人	60人	60人	60人

※ 令和5年度の数値は、見込値

(11) 訪問入浴サービス事業

利用者数は令和3年度をピークとし、新型コロナウイルス感染症の影響による減少は回復傾向にあります。1人当たりの利用回数は年間約50回と増加傾向にあるため、今後は介護保険のサービスの活用を図りながら、これらを勘案し利用量を見込んでいます。

訪問入浴サービス事業の実績と見込（年間）

実績	第6期計画利用実績					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
年間実利用者数	26人	21人	17人			
年間延べ利用回数	1,087回	1,114回	806回			
見込	第7期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間実利用者数	25人	27人	29人	30人	30人	30人
年間延べ利用回数	1,250回	1,269回	1,276回	1,300回	1,300回	1,300回

※ 令和5年度の数値は、見込値

(12) 日中一時支援事業

需要に対し供給が不足しているため、利用者に応じた適切な利用量の確保を図りながら、利用者数の増加を見込みます。新型コロナウイルス感染症の影響前の年間 150 人程度の利用者数と、障がい児の放課後等デイサービスの不足分を補う利用等も見込み、利用量の増を見込みます。

日中一時支援事業の実績と見込（年間）

実績	第 6 期計画利用実績					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
年間実利用者数	76 人	63 人	73 人			
年間延べ利用回数	2,744 回	2,683 回	1,952 回			
見込	第 7 期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間実利用者数	100 人	110 人	120 人	130 人	140 人	150 人
年間延べ利用回数	4,000 回	4,180 回	4,320 回	4,420 回	4,480 回	4,500 回

※ 令和5年度の数值は、見込値

(13) 障がい者スポーツ・文化活動支援事業

知的障がい者に休日における活動の場を提供する、知的障がい者サークル活動事業の実施や、県西地区の障害福祉サービス事業所や行政、関係機関により開催する、県西地区障害者文化事業への参画等、障がい者等の社会参加を促進する事業を実施します。

障がい者スポーツ・文化活動支援事業の実施状況と実施予定

	第 6 期計画利用実績					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
スポーツ・文化活動の支援	実施	実施	実施			
	第 7 期計画見込量					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	実施	実施	実施	実施	実施	実施

障がい者等やその家族、関係機関、地域のキーパーソン等に対して、サービス内容とサービス提供事業者に関する情報を提供し、事業の円滑な実施を図るとともに、障がい者等が利用しやすいサービスとなるよう、当事者及び事業者からの意見聴取や協議を行い、施策に反映させることで見込量の確保に努めます。

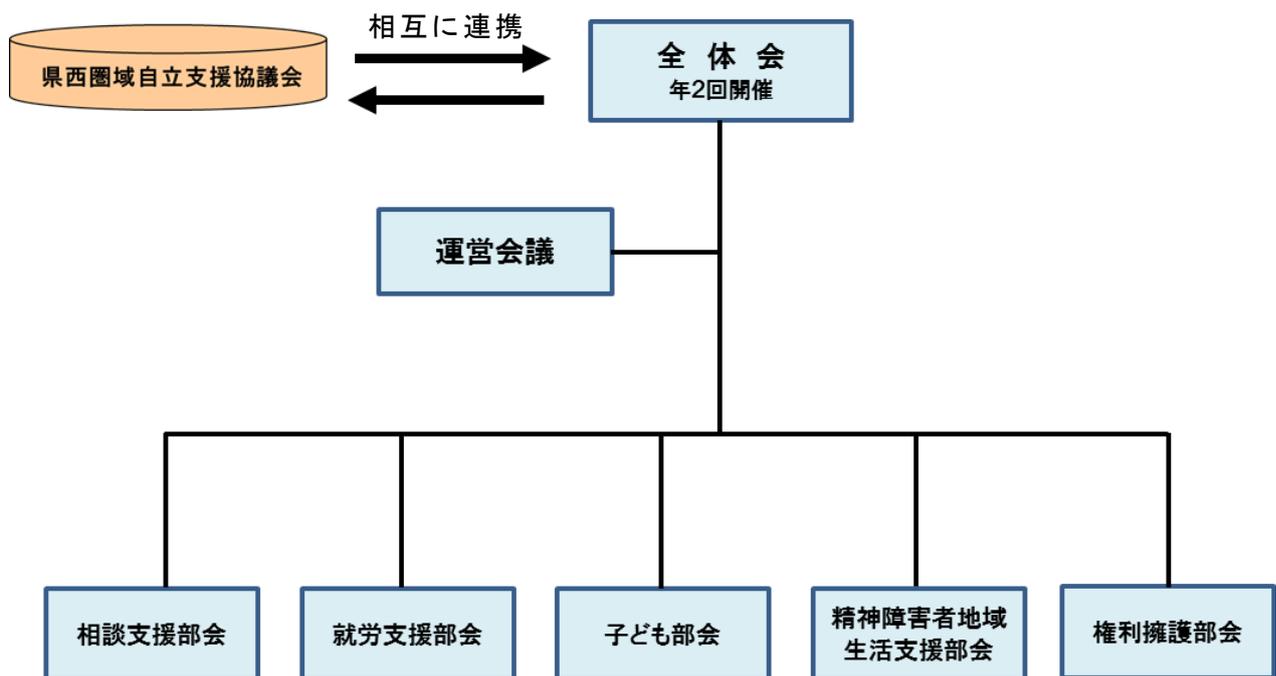
第7章 計画の達成状況の点検及び評価

障がい福祉計画におけるサービス見込量や数値目標の達成状況については、本市と箱根町、真鶴町及び湯河原町で共同設置している「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」に報告し、点検・評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策を実施します。

また、必要に応じて障がい福祉課が中心となって、関係する各課及び各機関に対する調査を実施し、事業の進捗状況や課題の把握を行います。

各種の情報・要望については、毎年総合的に内容を分析し、計画の進捗状況の点検と合わせて検討します。

小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会 組織図



※各部会においては、必要に応じてオブザーバーとして関係機関の参加を依頼できます。

参考1 用語解説

○一般就労（P. 8, 14, 27, 27, 29, 34, 50）

障がい者の就労形態のひとつで、一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労すること。

○医療的ケア児（P. 3, 18, 19, 20, 22, 55, 57, 58）

医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き、人工呼吸器やたんの吸引（気管に溜まったたんを吸引する）、経管栄養（チューブを使って、鼻や腹部の皮膚を通じて、胃に直接や栄養を送ること）などの医療的なケアを必要とする子どものこと。

○インクルージョン（P. 17, 57）

障害があっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指すという理念。

児童の場合は、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるように地域社会への参加や包容を意味する。

○基幹相談支援センター（P. 13, 21, 22, 24, 30, 62, 65）

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待防止等の業務を総合的に行う機関。

○強度行動障害（P. 12, 13, 18, 19, 22, 23, 44, 50, 52）

直接的な他害（かみつきの、頭突き）や間接的な他害（睡眠の乱れ等）、自傷行為等が、通常では考えられない頻度と形式で出現している状態のこと。

○高次脳機能障害（P. 2）

脳卒中などの病気や交通事故、心肺停止による低酸素脳症などで脳がダメージを受けたために、思考・記憶・行為・言語・注意などの脳機能の一部に障害が起き、日常生活や社会生活に支障を来す状態のこと。

○合理的配慮（P. 1, 2, 3, 18）

障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更（適切な便宜や助け）のこと。

○児童発達支援センター（P. 17）

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応訓練を行う施設のこと。開設には、専門職員の配置などの人員基準や必要とする設備や備品などを定めた設備基準の要件を満たす必要がある。

○社会的障壁（P. 1, 2, 3, 61）

障がい者等にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となる事物、制度、慣行、観念のこと。「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」という考え方に基づく概念。

○重症心身障がい児（P. 19, 20, 36）

重い身体障がい（肢体不自由）の他に、様々な程度の精神遅滞（知的障がい）やてんかんや行動障害などを合併している児のこと。昭和41年の旧厚生省の定義では、「身体的・精神的障害が重複し、かつ、それぞれの障害が重度である児童」とされている。

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（P.13,26）

精神障害の有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された支援体制。高齢者の支援を念頭にした「地域包括ケアシステム」における、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障がい者のケアにも応用したもの。

○地域共生社会（P.7）

地域のあらゆる住民が、互いに人格と個性を認め合いながら、「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる社会のこと。

○地域生活支援事業（P.3,59,61,63）

市町村及び都道府県が、国（市町村にあっては都道府県も）の補助を受け、障がい者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、それぞれの地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業のこと。

○レスパイト（P.19）

障がいのある人を介護する家庭の家族が一時的に休息をとれるようにサポートすること。（家族の外出、行事などの際の短期入所利用など）

参考 2 アンケート調査及び市民意見等の募集について

パブリックコメントの結果を踏まえて作成予定

参考3 計画の策定経過

今後の策定経過を踏まえて作成予定



第7期小田原市障がい福祉計画
第3期小田原市障がい児福祉計画

令和6年3月

発行者 小田原市
編集 小田原市福祉健康部障がい福祉課
〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地
TEL:0465-33-1446
FAX:0465-33-1317
